

官報

号外

令和二年十二月四日

○第二百三回 衆議院會議録 第九号

令和二年十二月四日(金曜日)

議事日程 第七号

令和二年十二月四日

午後一時開議

第一 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(参議院提出)
法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外百九十九請願
国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会及び災害対策特別委員会外八特別委員会並びに憲法審査会において、各委員会及び憲法審査会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午後三時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、御報告申し上げます。
本日、立憲民主党、日本共産党、国民民主党、社会民主党から、会期を十二月六日より二十八日まで二十三日間延長するよう申入れがありました。

本件は、常任委員長の意見を徴し、議院運営委員会が発言及び採決の結果、会期は延長しないことになりました。
以上、御報告いたします。

日程第一 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(参議院提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長義家弘介君。

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔義家弘介君登壇〕

○義家弘介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果の御報告をいたします。

本案は、生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十二月一日本委員会に付託され、翌二日、参議院議員秋野公造君から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○武部新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本日委員会の審査を終了した法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外百九十九請願を一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

〔請願の件名は本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外百九十九請願

○議長(大島理森君) 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外百九十九請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録(二)に掲載〕

○議長(大島理森君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

委員会及び憲法審査会の閉会中審査に関する件

件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会及び災害対策特別委員会外八特別委員会並びに憲法審査会から、閉会中審査をいたしたいとの申出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 各委員会及び憲法審査会から申出のあつた案件中、まず、内閣委員会から申出の特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会から申出の公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案、憲法審査会から申出の第百九十六回国会、逢沢一郎君外五名提出、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案は、各委員会及び憲法審査会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会及び憲法審査会において申出のとおり閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決まりました。

○議長(大島理森君) この際、今国会の議事を終了するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

諸君は、いまだ猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対策を始めとする我が国の喫緊の諸課題について、終始、熱心な審議を重ねられました。ここに、その御労苦に対し、深く敬意を表します。

諸君におかれましては、なお一層健康に留意され、国民の負託に応えるため、引き続き御尽力あらんことを願つてやみません。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時九分散会

出席国務大臣

法務大臣 上川 陽子君

請願

〔法務委員会〕

一 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

(稲富修二君紹介)(第一三四号)

二 同(赤嶺政賢君紹介)(第一七五号)

三 同(笠井亮君紹介)(第一七六号)

四 同(城内実君紹介)(第一七七号)

五 同(菊田真紀子君紹介)(第一七八号)

六 同(穀田恵二君紹介)(第一七九号)

七 同(佐々木隆博君紹介)(第一八〇号)

八 同(志位和夫君紹介)(第一八一号)

九 同(清水忠史君紹介)(第一八二号)

一〇 同(塩川鉄也君紹介)(第一八三号)

一一 同(田村貴昭君紹介)(第一八四号)

一二 同(高橋千鶴子君紹介)(第一八五号)

一三 同(畑野君枝君紹介)(第一八六号)

一四 同(藤野保史君紹介)(第一八七号)

一五 同(宮本徹君紹介)(第一八八号)

一六 同(本村伸子君紹介)(第一八九号)

一七 同(岸本周平君紹介)(第二三四号)

一八 同(黒岩宇洋君紹介)(第二三五号)

一九 同(寺田学君紹介)(第二九八号)

二〇 同(照屋寛徳君紹介)(第二九九号)

二一 同(池田真紀君紹介)(第三四五号)

二二 同(櫻井周君紹介)(第三四六号)

二三 同(石川香織君紹介)(第六一二号)

二四 同(松平浩一君紹介)(第七三六号)

〔厚生労働委員会〕

一 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願

願(大西健介君紹介)(第一九一号)

二 同(稲富修二君紹介)(第二四九号)

三 同(松田功君紹介)(第二五〇号)

四 同(逢坂誠二君紹介)(第三二七号)

五 同(照屋寛徳君紹介)(第三二八号)

六 同(山岡達丸君紹介)(第三一九号)

七 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

願(大岡敏孝君紹介)(第二〇四号)

八 同(岡本あき子君紹介)(第二〇五号)

九 同(富樫博之君紹介)(第二〇六号)

一〇 同(原口一博君紹介)(第二〇七号)

一一 同(浅野哲君紹介)(第二五一号)

一二 同(井野俊郎君紹介)(第二五二号)

一三 同(井上義久君紹介)(第二五三号)

一四 同(井林辰憲君紹介)(第二五四号)

一五 同(泉田裕彦君紹介)(第二五五号)

一六 同(稲富修二君紹介)(第二五六号)

一七 同(今枝宗一郎君紹介)(第二五七号)

一八 同(江田康幸君紹介)(第二五八号)

一九 同(衛藤征士郎君紹介)(第二五九号)

二〇 同(大串博志君紹介)(第二六〇号)

二一 同(大西健介君紹介)(第二六一号)

二二 同(太田昭宏君紹介)(第二六二号)

二三 同(岡本充功君紹介)(第二六三号)

二四 同(勝俣孝明君紹介)(第二六四号)

二五 同(金子万寿夫君紹介)(第二六五号)

二六 同(鴨下一郎君紹介)(第二六六号)

二七 同(岸本周平君紹介)(第二六七号)

二八 同(黒岩宇洋君紹介)(第二六八号)

二九 同(後藤茂之君紹介)(第二六九号)

三〇 同(佐藤公治君紹介)(第二七〇号)

三一 同(斉木武志君紹介)(第二七一号)

三二 同(重徳和彦君紹介)(第二七二号)

三三 同(下条みつ君紹介)(第二七三号)

三四 同(関芳弘君紹介)(第二七四号)

三五 同(高木美智代君紹介)(第二七五号)

三六 同(武井俊輔君紹介)(第二七六号)

三七 同(武部新君紹介)(第二七七号)

三八 同(中川正春君紹介)(第二七八号)

三九 同(中曾根康隆君紹介)(第二七九号)

四〇 同(長谷川嘉一君紹介)(第二八〇号)

四一 同(日吉雄太君紹介)(第二八一号)

四二 同(福田昭夫君紹介)(第二八二号)

四三 同(福山守君紹介)(第二八三号)

四四 同(細田健一君紹介)(第二八四号)

四五 同(堀越啓仁君紹介)(第二八五号)

四六 同(前原誠司君紹介)(第二八六号)

四七 同(榊原敬悟君紹介)(第二八七号)

四八 同(松田功君紹介)(第二八八号)

四九 同(本村伸子君紹介)(第二八九号)

五〇 同(赤嶺政賢君紹介)(第三三〇号)

五一 同(小淵優子君紹介)(第三三一号)

五二 同(門博文君紹介)(第三三二号)

五三	同(金子恵美君紹介)(第三二三号)	八六	同(三原朝彦君紹介)(第三七五号)	一一二	同(吉田統彦君紹介)(第五八〇号)	一五二	同(吉川元君紹介)(第七七三号)
五四	同(菅家一郎君紹介)(第三二四号)	八七	同(山口俊一君紹介)(第三七六号)	一一三	同(吉田統彦君紹介)(第五八〇号)	一五三	同(加藤鮎子君紹介)(第八五三三)
五五	同(岸田文雄君紹介)(第三二五号)	八八	同(山井和則君紹介)(第三七七号)	一一四	同(金子・医療・介護等の社会保障制度の確立等に関する請願(金子恵美君紹介)(第五六〇号)	一五四	同(橋慶一郎君紹介)(第八五四号)
五六	同(工藤彰三君紹介)(第三二六号)	八九	同(横光克彦君紹介)(第三七八号)	一一五	同(金子・医療・介護等の社会保障制度の確立等に関する請願(金子恵美君紹介)(第五六〇号)	一五五	同(緑川貴士君紹介)(第八五五号)
五七	同(後藤田正純君紹介)(第三二七号)	九〇	同(石崎徹君紹介)(第四一九号)	一一六	同(小島敏文君紹介)(第五七四号)	一五六	同(村上誠一郎君紹介)(第八五六号)
五八	同(高村正大君紹介)(第三二八号)	九一	同(川内博史君紹介)(第四二〇号)	一一七	同(原田義昭君紹介)(第五七五号)	一五七	同(小川淳也君紹介)(第九〇四号)
五九	同(佐々木隆博君紹介)(第三二九号)	九二	同(城内実君紹介)(第四二一号)	一一八	同(古屋圭司君紹介)(第五七六号)	一五八	同(鬼木誠君紹介)(第九〇五号)
六〇	同(佐藤茂樹君紹介)(第三三〇号)	九三	同(菊田真紀子君紹介)(第四二二号)	一一九	同(宮腰光寛君紹介)(第五七七号)	一五九	同(志位和夫君紹介)(第九〇六号)
六一	同(齊藤鉄夫君紹介)(第三三一号)	九四	同(近藤昭一君紹介)(第四二三号)	一二〇	同(小川淳也君紹介)(第六五二二号)	一六〇	同(穴見陽一君紹介)(第九九二二)
六二	同(関健一郎君紹介)(第三三二号)	九五	同(塩崎恭久君紹介)(第四二四号)	一二一	同(阿部知子君紹介)(第七〇四号)	一六一	同(井出庸生君紹介)(第九九三三)
六三	同(棚橋泰文君紹介)(第三三三三)	九六	同(平口洋君紹介)(第四二五号)	一二二	同(篠原孝君紹介)(第七〇五号)	一六二	同(石川昭政君紹介)(第九九四四)
六四	同(寺田学君紹介)(第三三四号)	九七	同(堀井孝君紹介)(第四二六号)	一二三	同(白石洋一君紹介)(第七六五五)	一六三	同(泉健太君紹介)(第九九五五)
六五	同(西岡秀子君紹介)(第三三五号)	九八	同(松本純君紹介)(第四二七号)	一二四	同(津村啓介君紹介)(第七六六六)	一六四	同(今井雅人君紹介)(第九九六六)
六六	同(根本幸典君紹介)(第三三六号)	九九	同(上杉謙太郎君紹介)(第四九五五)	一二五	同(近藤昭一君紹介)(第八五二二)	一六五	同(大串正樹君紹介)(第九九七七)
六七	同(古田圭一君紹介)(第三三七号)	一〇〇	同(岡田克也君紹介)(第四九六六)	一二六	同(中島克仁君紹介)(第九九〇〇)	一六六	同(金田勝年君紹介)(第九九八八)
六八	同(山下貴司君紹介)(第三三八号)	一〇一	同(海江田万里君紹介)(第四九七七)	一二七	同(宮本徹君紹介)(第九九一一)	一六七	同(谷公一君紹介)(第九九九九)
六九	同(吉野正芳君紹介)(第三三九号)	一〇二	同(木村次郎君紹介)(第四九八八)	一二八	同(大野敬太郎君紹介)(第六五三三)	一六八	同(渡海紀三朗君紹介)(第一〇〇〇〇)
七〇	現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願(池田真紀君紹介)(第三六五号)	一〇三	同(田嶋要君紹介)(第四九九号)	一二九	同(奥野信亮君紹介)(第六五四四)	一六九	同(中島克仁君紹介)(第一〇〇〇一)
七一	同(吉川元君紹介)(第三六六号)	一〇四	同(田畑裕明君紹介)(第五〇〇〇)	一三〇	同(奥野信亮君紹介)(第六五四四)	一七〇	同(広田一君紹介)(第一〇〇二二)
七二	同(川内博史君紹介)(第四一六号)	一〇五	同(武村展英君紹介)(第五〇〇一)	一三一	同(笠井亮君紹介)(第六五五五)	一七一	同(森山裕君紹介)(第一〇〇三三)
七三	同(矢上雅義君紹介)(第四一七号)	一〇六	同(野田毅君紹介)(第五〇二二)	一三二	同(笠井亮君紹介)(第六五五五)	一七二	同(渡辺周君紹介)(第一〇〇四四)
七四	同(矢上雅義君紹介)(第四一七号)	一〇七	同(橋本岳君紹介)(第五〇三三)	一三三	同(穀田恵二君紹介)(第六五六六)	一七三	筋痛性脳脊髄炎の根治薬と難病指定の研究促進に関する請願(石川香織君紹介)(第六九三三)
七五	同(榎木道義君紹介)(第四一八号)	一〇八	同(福田達夫君紹介)(第五〇四四)	一三四	同(鈴木憲和君紹介)(第六五七七)	一七四	てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願(佐藤英道君紹介)(第九八〇号)
七六	同(佐々木隆博君紹介)(第四一九号)	一〇九	同(牧島かれん君紹介)(第五〇五五)	一三五	同(高井崇志君紹介)(第六五八八)	一七五	全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立等に関する請願(森山裕君紹介)(第一〇〇六号)
七七	同(神谷裕君紹介)(第五六七号)	一一〇	同(山田賢司君紹介)(第五〇六六)	一三六	同(原田憲治君紹介)(第六六〇〇)		
七八	同(本多平直君紹介)(第五六八号)	一一一	同(石田真敏君紹介)(第五六九号)	一三七	同(馬淵澄夫君紹介)(第六六一一)		
七九	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(石破茂君紹介)(第三六七号)	一一二	同(若田和親君紹介)(第五七〇号)	一三八	同(阿部知子君紹介)(第七〇六六)		
八〇	同(源馬謙太郎君紹介)(第三六八号)	一一三	同(小熊慎司君紹介)(第五七一〇)	一三九	同(阿部知子君紹介)(第七〇六七)		
八一	同(櫻井周君紹介)(第三六九号)	一一四	同(金子恭之君紹介)(第五七二二)	一四〇	同(階猛君紹介)(第七〇七八)		
八二	同(根本匠君紹介)(第三七〇号)	一一五	同(亀井亜紀子君紹介)(第五七三三)	一四一	同(篠原孝君紹介)(第七〇八九)		
八三	同(野田聖子君紹介)(第三七一〇)	一一六	同(小島敏文君紹介)(第五七四四)	一四二	同(矢上雅義君紹介)(第七〇九〇)		
八四	同(畑野君枝君紹介)(第三七二二)	一一七	同(原田義昭君紹介)(第五七五五)	一四三	同(伊藤忠彦君紹介)(第七〇七七)		
八五	同(船田元君紹介)(第三七三三)	一一八	同(古屋圭司君紹介)(第五七六六)	一四四	同(小宮山泰子君紹介)(第七六七八)		
	同(細田健一君紹介)(第三七四四)	一一九	同(宮腰光寛君紹介)(第五七七七)	一四五	同(穀田恵二君紹介)(第七六八九)		
		一二〇	同(村井英樹君紹介)(第五七八八)	一四六	同(白石洋一君紹介)(第七七〇〇)		
		一二一	同(山本拓君紹介)(第五八九九)	一四七	同(玉木雄一郎君紹介)(第七七一七)		
				一四八	同(宮澤博行君紹介)(第七七二二)		
				一四九			
				一五〇			
				一五一			

令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 各委員会及び憲法審査会閉会中審査申出案件

四

各委員会及び憲法審査会閉会中審査申出案件
内閣委員会

- 一、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外十五名提出、第百九十五回国会衆法第四号)
- 二、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(後藤祐一君外十三名提出、第百九十六回国会衆法第二一号)
- 三、国家公務員法等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三〇号)
- 四、国家公務員の労働関係に関する法律案(後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三二一号)
- 五、公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三二二号)
- 六、性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外九名提出、第百九十六回国会衆法第三三五号)
- 七、公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(逢坂誠二君外十一名提出、第百九十七回国会衆法第一一号)
- 八、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外十名提出、第百九十七回国会衆法第一二二号)
- 九、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案(大島敦君外六名提出、第百九十八回国会衆法第六号)
- 一〇、国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(近藤和也君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二五号)

総務委員会

- 一、手話言語法案(山花郁夫君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二六号)
- 二、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案(山花郁夫君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二七号)
- 三、多文化共生社会基本法案(中川正春君外四名提出、第百九十八回国会衆法第二八号)
- 四、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案(安住淳君外十九名提出、第二百一回国会衆法第一号)
- 五、新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案(小川淳也君外八名提出、第二百一回国会衆法第三号)
- 六、特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案(新藤義孝君外五名提出、第二百一回国会衆法第一九号)
- 七、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(今井雅人君外七名提出、衆法第八号)
- 八、内閣の重要政策に関する件
- 九、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
- 一〇、栄典及び公式制度に関する件
- 一一、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
- 一二、国民生活の安定及び向上に関する件
- 一三、警察に関する件

五、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(階猛君外三名提出、第二百一回国会衆法第二五号)

- 一、地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百一回国会衆法第五三三号)
- 二、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外十四名提出、第百九十五回国会衆法第五号)
- 三、新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案(吉川元君外五名提出、第二百一回国会衆法第二一号)
- 四、電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外七名提出、第二百一回国会衆法第二七号)
- 五、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
- 六、地方自治及び地方税財政に関する件
- 七、情報通信及び電波に関する件
- 八、郵政事業に関する件
- 九、消防に関する件
- 法務委員会
- 一、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外六名提出、第百九十五回国会衆法第八号)
- 二、民法の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外四名提出、第百九十六回国会衆法第三七号)
- 三、民法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第一五号)
- 四、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(平野博文君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三五号)
- 五、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(階猛君外三名提出、第二百一回国会衆法第二五号)
- 六、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、衆法第九号)
- 七、裁判所の司法行政に関する件
- 八、法務行政及び検察行政に関する件
- 九、国内治安に関する件
- 一〇、人権擁護に関する件
- 外務委員会
- 一、国際情勢に関する件
- 財務金融委員会
- 一、自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案(古本伸一郎君外二名提出、第百九十八回国会衆法第二九号)
- 二、財政に関する件
- 三、税関に関する件
- 四、関税に関する件
- 五、外国為替に関する件
- 六、国有財産に関する件
- 七、たばこ事業及び塩事業に関する件
- 八、印刷事業に関する件
- 九、造幣事業に関する件
- 一〇、金融に関する件
- 一一、証券取引に関する件
- 文部科学委員会
- 一、青少年自然体験活動等の推進に関する法律案(遠藤利明君外八名提出、第百九十八回国会衆法第二〇号)
- 二、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(城井崇君外五名提出、第二百一回国会衆法第一〇号)

- 三、独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外五名提出、第二百一回国会衆法第四号)
 - 四、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案(川内博史君外五名提出、第二百一回国会衆法第一四号)
 - 五、文部科学行政の基本施策に関する件
 - 六、生涯学習に関する件
 - 七、学校教育に関する件
 - 八、科学技術及び学術の振興に関する件
 - 九、科学技術の研究開発に関する件
 - 一〇、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件
- 厚生労働委員会
- 一、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(西村智奈美君外九名提出、第九百九十六回国会衆法第三九号)
 - 二、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(森山浩行君外十名提出、第九百九十八回国会衆法第一九号)
 - 三、認知症基本法案(後藤茂之君外五名提出、第九百九十八回国会衆法第三〇号)
 - 四、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外八名提出、第二百一回国会衆法第一一号)
 - 五、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出、第二百一回国会衆法第一二二号)
 - 六、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出、第二百一回国会衆法第一三三号)
- 七、児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案(尾辻かな子君外十名提出、第二百一回国会衆法第一五号)
 - 八、業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案(西村智奈美君外六名提出、第二百一回国会衆法第一八号)
 - 九、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外五名提出、衆法第一号)
 - 一〇、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外六名提出、衆法第二号)
 - 一一、低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案(長妻昭君外八名提出、衆法第三号)
 - 一二、厚生労働関係の基本施策に関する件
 - 一三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
 - 一四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、主要農作物種子法案(後藤祐一君外八名提出、第九百九十六回国会衆法第一三三号)
 - 二、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外四名提出、第九百九十六回国会衆法第一八号)
 - 三、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外四名提出、第九百九十六回国会衆法第一九号)
 - 四、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外六名提出、第九百九十六回国会衆法第二三三号)
 - 五、農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外六名提出、第九百九十六回国会衆法第三三三号)
 - 六、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外五名提出、第九百九十八回国会衆法第三四四号)
 - 七、農林水産関係の基本施策に関する件
 - 八、食料の安定供給に関する件
 - 九、農林水産業の発展に関する件
 - 一〇、農林漁業者の福祉に関する件
 - 一一、農山漁村の振興に関する件
- 経済産業委員会
- 一、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外五名提出、第九百九十六回国会衆法第七号)
 - 二、分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(近藤昭一君外七名提出、第九百九十八回国会衆法第二二二号)
 - 三、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(近藤昭一君外五名提出、第九百九十八回国会衆法第二三二号)
 - 四、国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(近藤昭一君外七名提出、第九百九十八回国会衆法第二三三号)
 - 五、エネルギー協同組合法案(近藤昭一君外七名提出、第九百九十八回国会衆法第二四四号)
- 六、中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案(後藤祐一君外七名提出、第二百一回国会衆法第九号)
 - 七、新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案(田嶋要君外六名提出、第二百一回国会衆法第二〇号)
 - 八、経済産業の基本施策に関する件
 - 九、資源エネルギーに関する件
 - 一〇、特許に関する件
 - 一一、中小企業に関する件
 - 一二、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 一三、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
- 国土交通委員会
- 一、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(森山浩行君外七名提出、第九百九十六回国会衆法第四三三号)
 - 二、国土交通行政の基本施策に関する件
 - 三、国土計画、土地及び水資源に関する件
 - 四、都市計画、建築及び地域整備に関する件
 - 五、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
 - 六、陸運、海運、航空及び観光に関する件
 - 七、北海道開発に関する件
 - 八、気象及び海上保安に関する件
- 環境委員会
- 一、対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外五名提出、第九百九十六回国会衆法第六号)
 - 二、環境の基本施策に関する件
 - 三、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件

四、循環型社会の形成に関する件 五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件 六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件 七、原子力の規制に関する件 八、公害紛争の処理に関する件 安全保障委員会 一、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 決算行政監視委員会 一、平成二十八年年度一般会計歳入歳出決算 平成二十八年年度特別会計歳入歳出決算 平成二十八年年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十八年年度政府関係機関決算書 二、平成二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書 三、平成二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書 四、平成二十九年年度一般会計歳入歳出決算 平成二十九年年度特別会計歳入歳出決算 平成二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十九年年度政府関係機関決算書 五、平成二十九年年度国有財産増減及び現在額総計算書 六、平成二十九年年度国有財産無償貸付状況総計算書 七、平成三十年年度一般会計歳入歳出決算 平成三十年年度特別会計歳入歳出決算 平成三十年年度国税収納金整理資金受払計算書 平成三十年年度政府関係機関決算書				
八、平成三十年年度国有財産増減及び現在額総計算書 九、平成三十年年度国有財産無償貸付状況総計算書 一〇、令和元年度一般会計歳入歳出決算 令和元年度特別会計歳入歳出決算 令和元年度国税収納金整理資金受払計算書 令和元年度政府関係機関決算書 一一、令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書 一二、令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書 一三、令和元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件)(第二百一回国会、内閣提出) 一四、令和元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)(第二百一回国会、内閣提出) 一五、令和元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第二百一回国会、内閣提出) 一六、会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外十三名提出、第百九十六回国会衆法第二二号) 一七、歳入歳出の実況に関する件 一八、国有財産の増減及び現況に関する件 一九、政府関係機関の経理に関する件 二〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件				
二一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 二二、行政監視に関する件 議院運営委員会 一、行政監視院法案(辻元清美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三二二号) 二、国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三三二号) 三、国会法等改正に関する件 四、議長よりの諮問事項 五、その他議院運営委員会の所管に属する事項 災害対策特別委員会 一、災害対策に関する件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 一、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(森山浩行君外五名提出、第百九十七回国会衆法第二二二号) 二、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(森山浩行君外九名提出、第百九十七回国会衆法第三三三号) 三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(森山浩行君外十名提出、第百九十七回国会衆法第四四四号) 四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関する件 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関する件				
消費者問題に関する特別委員会 一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件 科学技術・イノベーション推進特別委員会 一、科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件 東日本大震災復興特別委員会 一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第二二二号) 二、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第四四四号) 三、東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第五五五号) 四、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外六名提出、第百九十八回国会衆法第三三六号) 五、東日本大震災復興の総合的な対策に関する件 原子力問題調査特別委員会 一、原子力問題に関する件 地方創生に関する特別委員会 一、地方創生の総合的な対策に関する件 憲法審査会 一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出、第百九十六回国会衆法第四二二二号) 二、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(原口一博君外二名提出、第百九十八回国会衆法第九九九号)				

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十一月二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

一、去る十一月二十七日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

一、去る十一月二十七日、岡村参議院事務総長から岡田事務総長宛て、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員野上浩太郎君、同藤井基之君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

中川 雅治君

松山 政司君

一、去る十一月二十七日、岡村参議院事務総長から岡田事務総長宛て、参議院は裁判官訴訟追委員松下新平君及び同予備員櫻井充君、同宮崎勝君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は、竹内真二君を第二順位とし、芳賀道也君を第五順位とし、第五順位の高木かおり君を第三順位とし、第三順位の伊藤孝恵君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官訴訟追委員

牧野たかお君

同 予備員

竹内 真二君

芳賀 道也君

一、去る十一月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

一、去る二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

種苗法の一部を改正する法律
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律
予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

一、今日、内閣から、議員河井克行君及び議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る十一月二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

再犯の防止等の推進に関する法律第十条の規定に基づく「令和元年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告

国際連合教育科学文化機関憲章第四条4の規定に基づく「二十九年の国際連合教育科学文化機関第四十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書」

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して内閣総理大臣菅義偉君、文部科学大臣萩生田光一君、厚生労働大臣田村憲久君及び経済産業大臣梶山弘志君から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発等)に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して文部科学大臣萩生田光一君から、次の報告書を受領した。
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型研究開発業務(創発的研究)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型研究開発業務(創発的研究)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和元年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して農林水産大臣野上浩太郎君から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して経済産業大臣梶山弘志君から、次の報告書を受領した。
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合研究機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合研究機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣から次の報告書を受領した。
第二百一回国会衆議院において採択された請願の処理経過

一、去る一日、内閣を経由して総務大臣武田良太君から、次の報告書を受領した。
放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会令和元年度業務報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

一、今日、内閣から次の報告書を受領した。
令和二年度第二・四半期における予算使用の状況
令和二年度第二・四半期における国庫の状況

(理事補欠選任)

一、今四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 辻 清人君(理事蘭浦健太郎君今四日理事辞任につきその補欠)

国家基本政策委員会

理事 鈴木 俊一君(理事平沢勝栄君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 石田 真敏君(理事櫻田義孝君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 石井 啓一君(理事齊藤鉄夫君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 小野寺五典君(理事山口泰明君今四日理事辞任につきその補欠)

理事 鈴木 淳司君(理事吉川貴盛君今四日理事辞任につきその補欠)

決算行政監視委員会

理事 小林 史明君(理事三ツ林裕巳君去る九月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 江藤 拓君(理事あかま二郎君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 田中 良生君(理事柴山昌彦君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 手塚 仁雄君(理事矢上雅義君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 山内 康一君(理事後藤祐一君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 太田 昌孝君(理事伊佐進一君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

井野 俊郎君 百武 公親君
櫻井 周君 川内 博史君
百武 公親君 井野 俊郎君
川内 博史君 櫻井 周君

議院運営委員

辞任

補欠

本田 太郎君 中曾根康隆君
中曾根康隆君 本田 太郎君

一、去る十一月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

秋葉 賢也君 星野 剛士君
伊藤 達也君 福山 守君
石破 茂君 富樫 博之君
岩屋 毅君 斎藤 洋明君
うへの賢二郎君 鬼木 誠君
小倉 將信君 田畑 裕明君
河村 建夫君 武部 新君
田中 和徳君 工藤 彰三君
竹本 直一君 藤丸 敏君
根本 匠君 岩田 和親君
山本 幸三君 北村 誠吾君
逢坂 誠二君 枝野 幸男君
玄葉光一郎君 緑川 貴士君

森山 浩行君 稲富 修二君
太田 昌孝君 伊佐 進二君
工藤 彰三君 井林 辰憲君
斎藤 洋明君 務台 俊介君
田畑 裕明君 井野 俊郎君
稲富 修二君 尾辻かな子君
緑川 貴士君 青山 大人君
青山 大人君 屋良 朝博君
井野 俊郎君 小倉 將信君
井林 辰憲君 田中 和徳君
岩田 和親君 根本 匠君
鬼木 誠君 うへの賢二郎君
北村 誠吾君 山本 幸三君
武部 新君 河村 建夫君
富樫 博之君 石破 茂君
福山 守君 伊藤 達也君
藤丸 敏君 竹本 直一君
星野 剛士君 秋葉 賢也君
務台 俊介君 岩屋 毅君
枝野 幸男君 逢坂 誠二君
尾辻かな子君 森山 浩行君
屋良 朝博君 玄葉光一郎君
伊佐 進一君 太田 昌孝君

一、去る十一月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

辞任

補欠

根本 幸典君 宮澤 博行君
下条 みつ君 篠原 孝君
宮澤 博行君 高木 啓君
高木 啓君 泉田 裕彦君
泉田 裕彦君 八木 哲也君
八木 哲也君 根本 幸典君
篠原 孝君 下条 みつ君

厚生労働委員

辞任

補欠

国光あやの君 高木 啓君
森田 俊和君 山井 和則君
高木 啓君 神田 裕君
神田 裕君 国光あやの君
山井 和則君 森田 俊和君

国土交通委員

補欠

加藤 鮎子君 中曾根康隆君
門 博文君 宮崎 政久君
金子 恭之君 国光あやの君
国光あやの君 金子 恭之君
中曾根康隆君 加藤 鮎子君
宮崎 政久君 門 博文君

安全保障委員

辞任

補欠

大岡 敏孝君 出畑 実君
塩谷 立君 築 和生君
照屋 寛徳君 武内 則男君
築 和生君 佐々木 紀君
佐々木 紀君 塩谷 立君
出畑 実君 大岡 敏孝君
武内 則男君 照屋 寛徳君

文部科学委員

辞任

補欠

丹羽 秀樹君 遠藤 利明君
古田 圭一君 齋藤 健君
下条 みつ君 青柳陽一郎君
遠藤 利明君 丹羽 秀樹君
齋藤 健君 古田 圭一君
青柳陽一郎君 下条 みつ君

国土交通委員

辞任

補欠

大塚 高司君 盛山 正仁君
盛山 正仁君 大塚 高司君
一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

大塚 拓君 杉田 水脈君
神田 裕君 百武 公親君
黄川田仁志君 辻 清人君
山下 貴司君 八木 哲也君
池田 真紀君 松田 功君
寺田 学君 中島 克仁君
中谷 一馬君 伊藤 俊輔君
杉田 水脈君 安藤 高夫君
松田 功君 岡本あき子君
安藤 高夫君 大塚 拓君
辻 清人君 黄川田仁志君
百武 公親君 神田 裕君
八木 哲也君 山下 貴司君
中島 克仁君 寺田 学君
伊藤 俊輔君 中谷 一馬君
岡本あき子君 池田 真紀君
厚生労働委員

辞任

補欠

小島 敏文君 寺田 稔君
寺田 稔君 小島 敏文君
一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員

辞任

補欠

遠藤 敬君 井上 英孝君
井上 英孝君 遠藤 敬君

一、今四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

辞任

補欠

小田原 潔君 古田 圭一君
築 和生君 高木 啓君
高木 啓君 小田原 潔君
古田 圭一君
財務金融委員
辞任
牧島かれん君 斎藤 洋明君
齋藤 洋明君 牧島かれん君
国家基本政策委員
辞任
二階 俊博君 武村 展英君
枝野 幸男君 武内 則男君
武村 展英君 二階 俊博君
武内 則男君 枝野 幸男君
予算委員
辞任
山本 有二君 八木 哲也君
八木 哲也君 山本 有二君
決算行政監視委員
辞任
棚橋 泰文君 安藤 裕君
安藤 裕君 棚橋 泰文君
議院運営委員
辞任
小川 淳也君 池田 真紀君
池田 真紀君 小川 淳也君
（理事補欠選任）
一、去る十一月二十六日、東日本大震災復興特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山崎 誠君（理事谷田川元君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠）

理事 金子 恵美君（理事落合貴之君去る十月二十八日委員辞任につきその補欠）
一、去る十一月二十七日、科学技術・イノベーション推進特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 津村 啓介君（理事青柳陽一郎君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠）
理事 緑川 貴士君（理事中島克仁君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠）
一、去る二日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
理事 石川 香織君（理事屋良朝博君去る二日理事辞任につきその補欠）
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
理事 松原 仁君（理事村上史好君去る二日理事辞任につきその補欠）
理事 渡辺 周君（理事源馬謙太郎君去る二日理事辞任につきその補欠）
一、昨三日、原子力問題調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 阿部 知子君（理事荒井聰君昨三日理事辞任につきその補欠）
理事 山内 康一君（理事齊木武志君昨三日理事辞任につきその補欠）
一、今四日、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山田 賢司君（理事園浦健太郎君今四日理事辞任につきその補欠）
（特別委員辞任及び補欠選任）
一、去る十一月二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術・イノベーション推進特別委員
辞任
青山 雅幸君 森 夏枝君
森 夏枝君 青山 雅幸君
一、去る十一月二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員
辞任
木村 弥生君 木村 次郎君
木村 次郎君 木村 弥生君
東日本大震災復興特別委員
辞任
岡本あき子君 山本和嘉子君
山本和嘉子君 岡本あき子君
地方創生に関する特別委員
辞任
青山 周平君 高木 啓君
高木 啓君 青山 周平君
吉川 正太郎君 上杉謙太郎君
上杉謙太郎君 吉川 正太郎君
高木 啓君 本田 太郎君
本田 太郎君 吉川 正太郎君
一、去る十一月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術・イノベーション推進特別委員
辞任
今村 雅弘君 武部 新君
大岡 敏孝君 鬼木 誠君
竹本 直一君 藤丸 敏君
鬼木 誠君 大岡 敏孝君
藤丸 敏君 今村 雅弘君
今村 雅弘君 竹本 直一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

東日本大震災復興特別委員

津島 淳君 補欠

津島 淳君 佐藤 明男君
浮島 智子君 太田 昌孝君
佐藤 明男君 津島 淳君
太田 昌孝君 浮島 智子君

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

門 博文君 金子万寿夫君
平口 洋君 津島 淳君
金子万寿夫君 門 博文君
津島 淳君 平口 洋君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任 補欠

大岡 敏孝君 中曾根康隆君
竹本 直一君 金子 俊平君
宮下 一郎君 高木 啓君
岡本 三成君 太田 昌孝君
金子 俊平君 竹本 直一君
高木 啓君 宮下 一郎君
中曾根康隆君 大岡 敏孝君
太田 昌孝君 岡本 三成君

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
原子力問題調査特別委員

辞任 補欠

城内 実君 勝俣 孝明君
勝俣 孝明君 深澤 陽一君
深澤 陽一君 城内 実君

一、今日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員

辞任 補欠

（憲法審査会委員辞任及び補欠選任）

一、去る十一月二十五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任 補欠

玉木雄一郎君 山尾志桜里君
山尾志桜里君 玉木雄一郎君

一、去る十一月二十六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任 補欠

石破 茂君 福田 達夫君
稲田 朋美君 村井 英樹君
鬼木 誠君 杉田 水脈君
城内 実君 石川 昭政君
黄川田仁志君 百武 公親君
後藤田正純君 野中 厚君
佐藤ゆかり君 門山 宏哲君
野田 毅君 西田 昭二君
福井 照君 中曾根康隆君
盛山 正仁君 高村 正大君
玉木雄一郎君 山尾志桜里君
杉田 水脈君 大岡 敏孝君
西田 昭二君 大塚 高司君
野中 厚君 小田原 潔君
石川 昭政君 城内 実君
小田原 潔君 後藤田正純君

大岡 敏孝君 鬼木 誠君
大塚 高司君 野田 毅君
門山 宏哲君 佐藤ゆかり君
高村 正大君 盛山 正仁君
中曾根康隆君 福井 照君
百武 公親君 黄川田仁志君
福田 達夫君 石破 茂君
村井 英樹君 稲田 朋美君
山尾志桜里君 玉木雄一郎君

一、昨日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任 補欠

鬼木 誠君 青山 周平君
佐藤ゆかり君 中曾根康隆君
野田 毅君 佐々木 紀君
照屋 寛徳君 武内 則男君
馬場 伸幸君 足立 康史君
玉木雄一郎君 山尾志桜里君
青山 周平君 鬼木 誠君
佐々木 紀君 野田 毅君
中曾根康隆君 佐藤ゆかり君
武内 則男君 照屋 寛徳君
足立 康史君 馬場 伸幸君
山尾志桜里君 玉木雄一郎君

一、今日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任 補欠

福井 照君 中曾根康隆君
辻元 清美君 武内 則男君
玉木雄一郎君 山尾志桜里君
中曾根康隆君 福井 照君
武内 則男君 辻元 清美君
山尾志桜里君 玉木雄一郎君

（議案提出）

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書
一、去る二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（今井雅人君外七名提出）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（階猛君外五名提出）

（議案受領）
一、去る十一月三十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
公職選挙法の一部を改正する法律案
一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案
日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案
国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案
森林法の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案 参議院提出、参法第一二二号 法務委員会 付託	一、昨三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 新型コロナウイルス等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(今井雅人君外七名提出、衆法第八号) 内閣委員会 付託 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、衆法第九号) 法務委員会 付託 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外五名提出、衆法第一号) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外六名提出、衆法第一号) 厚生労働委員会 付託	一、今四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 総務委員会 付託	令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 議長長の報告
令和元年度一般会計歳入歳出決算 令和元年度特別会計歳入歳出決算 令和元年度国税収納金整理資金受払計算書 令和元年度政府関係機関決算書 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書 決算行政監視委員会 付託 (議案送付) 一、去る十一月二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出) 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出) スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出) 令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出) 一、去る十一月二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案 令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案 労働者協同組合法案(第二百一回国会衆法第二六号)	一、去る十一月二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 一、昨三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 新型コロナウイルス等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(今井雅人君外七名提出) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出) (議案通知書受領) 一、去る十一月二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第二百一回国会内閣提出、本院継続審査) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十一月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	一、去る二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案 一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 種痘法の一部を改正する法律案(第二百一回国会内閣提出、本院継続審査) 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(質問書提出) 一、去る十一月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 種痘法改正案に関する質問主意書(宮川伸君提出) 高齢者及び障害者の通院時の介助サービスの自宅発着要件見直しに関する質問主意書(早稲田夕季君提出) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る地域医療の確保と京都府北部の医師偏在問題の解消に関する質問主意書(山本和嘉子君提出) 一、去る十一月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 租税特別措置等に係る政策評価の活用状況に関する質問主意書(松原仁君提出) 安保理決議に基づく銀行口座凍結に関する質問主意書(松原仁君提出) 新型コロナウイルス感染症への基本的行動の徹底に関する質問主意書(松原仁君提出) 中小企業の基盤強化に関する質問主意書(落合貴之君提出)	令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 議長長の報告

管内閣の経済政策とデフレからの脱却に関する質問主意書(落合貴之君提出) 日本航空の解雇争議に関する質問主意書(矢上雅義君提出) 在外邦人支援に関する質問主意書(矢上雅義君提出)	宇宙資源開発及び宇宙空間利用に関する質問主意書(丸山穂高君提出) 自転車ナンバプレート制度創設等に関する質問主意書(丸山穂高君提出) 自殺関連報道に関する質問主意書(丸山穂高君提出)	一、去る十一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 新型コロナウイルス感染症対策の財源に関する質問主意書(古本伸一郎君提出) 日本脳炎ワクチンによる新型コロナウイルス感染症の重症化予防効果等に関する質問主意書(石川香織君提出)	教員による児童生徒に対するわいせつ行為の実態把握に関する質問主意書(櫻井周君提出) 戦闘機F-15改修費の予算化見送りに関する質問主意書(宮川伸君提出) ジャパン・ハウスの成果に関する質問主意書(丸山穂高君提出)
新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る雇用の維持安定と企業等の事業継続に対する支援に関する質問主意書(山本和嘉子君提出) 欧州連合欧州議会本会議より、我が国での子の連れ去りに関する決議が採択され、「子どもへの重大な虐待」と強調されたことに関する質問主意書(海江田万里君提出) 発熱外来診療体制確保支援補助金及び医療機関支援に関する質問主意書(青山大人君提出) 一、去る十一月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	島しょに準島民制度を導入することによる振興策に関する質問主意書(松原仁君提出) 離島航路整備法に基づく離島支援に関する質問主意書(松原仁君提出) スマートアイランドの実現に関する質問主意書(松原仁君提出) 島しょ部における医療格差是正に関する質問主意書(松原仁君提出) 電気自動車の普及に向けた施策に関する質問主意書(松原仁君提出) 予測可能性のある新型コロナウイルス感染症対策に関する質問主意書(松原仁君提出) 外国人技能実習生への不当な扱いに関する質問主意書(松原仁君提出) 国際連合人権理事会の作業部会意見書を受けた刑事司法制度の改正に関する質問主意書(松原仁君提出) 林鄭月娥香港行政長官への米国金融制裁適用に関する質問主意書(松原仁君提出) 外国工員による不正な帰化の取消に関する質問主意書(松原仁君提出) 政府自身による温室効果ガス排出や再生可能エネルギー調達に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)	原子力安全協定における周辺自治体間の権限格差解消のための法整備に関する質問主意書(山本和嘉子君提出) 横浜市と神奈川県との地震被害想定の違いによる震災対策における格差と、県によるその調整に関する質問主意書(早稲田夕季君提出) 一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 アンチドローン対策に関する質問主意書(柿沢未途君提出) JRAの売上の新型コロナウイルス感染症対策への充当に関する質問主意書(柿沢未途君提出) 北九州空港の三千メートル級滑走路の早期事業化に関する質問主意書(城井崇君提出) 空き家の活用や放置予防の促進に関する質問主意書(城井崇君提出) 建設業における墜落・転落災害の防止に関する質問主意書(城井崇君提出) 中小河川の浸水想定区域未指定の問題に関する質問主意書(奥野総一郎君提出) お茶の効用と生産者支援等に関する質問主意書(山井和則君提出) Gotoトラベル事業と新型コロナウイルス感染症拡大の因果関係等に関する質問主意書(山井和則君提出) 「二兎でなく三兎を追う」厳しい戦いを強いられる今後の我が国の財政運営に関する質問主意書(山本和嘉子君提出)	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法の廃止に関する質問主意書(中谷一馬君提出) 菅義偉内閣総理大臣のお膝元である横浜市においてカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致についての住民投票に関する条例を請求するための署名が二十万筆集まったことについての見解に関する質問主意書(中谷一馬君提出) 政権による事実と異なる答弁(いわゆる虚偽答弁)に関する質問主意書(中谷一馬君提出) 「Skype」「Microsoft Teams」「Google Meet」「V-CUBE」など「Webex」「Zoom」以外のWeb会議システムを利用した国会議員レクに関する質問主意書(中谷一馬君提出) 「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」の成立後の施策に関する質問主意書(阿部知子君提出) (答弁書受領) 一、去る十一月二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員奥野総一郎君提出日本学術会議会員の任命に関する質問に対する答弁書

(前原誠司君提出)

令和二年十一月十二日提出
質 問 第 一 四 号

日本学術会議会員の任命に関する質問主意書
提出者 奥野総一郎

書
日本学術会議会員の任命に関する質問主意書

十一月四日の予算委員会において近藤内閣法制局長官は「昭和四十四年の高辻内閣法制局長官の答弁において、いろいろ拒否できる場合というのを、大学の場合について、いろいろな議論の中で、客観的に大学の目的に照らして明らかに不適当というような言い方で一つ例を示されているというのにはよく承知しておりますけれども、一昨日の答弁でもお話ししましたように、それぞれ日本学術会議と大学とは全然性格が違っていて、学術会議でも、大学のときにはなぜあれほど大きな問題になったかという、憲法上認められている大学の自治というのと、十五条の問題の、調整権限だからどの程度まで本当にできるのかという議論ですけれども、学術会議の場合には、あくまでも、行政機関に関する法律で認められた職務の自律性との関係の調整で、申出に基づいてという規定ができていますから、当然、大学の場合とは全然、調整の立場が憲法同士の概念ではないですから、当然それより、それに、同じように狭くなるということでは必ずしもないという趣旨を一昨日申し上げました」と答弁されている。

そこで、以下質問する。

一 日本学術会議には、憲法第二十三条の研究発表の自由など学問の自由の保障は及ばないのか。日本学術会議法第七条第二項の「推薦については、憲法第二十三条と同第十五条第一項の調整が働き、極めて限定的な場合しか拒否できないのではないのか。大学の学長人事と比べて広がるとしたら、どのような場合か。

二 十一月四日の予算委員会で近藤内閣法制局長官は「奥野委員の御質問に答えて恣意的という言葉を使いましたけれども、そこで、御指摘を受けております、主観的に政府当局の気に食わないということで任命しないのは違法であるという趣旨のことを申し上げた」と答弁している。この答弁のもととなったと思われる法制局の見解をまとめた決裁文書（昭和三十七年八月）ではより具体的に「申出のあった者がその時における政府の政策を支持しないという理由によつて、任命権者がその申出を拒否することは許されないものと解すべきである」とあるが、日本学術会議法第七条第二項の任命においてもこの解釈が適用されているということではないか。

三 十一月二日の予算委員会で近藤内閣法制局長官は「拒否をしていくというときには、消極的に拒否をしていくということだと思えますので、恣意的に政府が、自由な裁量権を発揮したような形でのものは認められない」と答弁しているが、拒否の基準はどこに書いているのか。具体的にはどのような場合に拒否できるのか。

四 十一月二日の予算委員会で加藤官房長官は「判断基準とおっしゃる趣旨はあれですが、設置目的があり、そしてこの間においていろいろな議論がありました。当然、政府として、そうしたものを踏まえながら判断していくということであります」と答弁しているが、日本学術会議法第二条の設置目的以外に「判断基準」があるのか。あるとすれば具体的に学術会議法の条文、それ以外にあればその出典を示されたい。

五 十一月二日の予算委員会で菅総理大臣は、「専門分野の枠にとらわれない広い分野でパランスのとれた活動を行うべきであるという、私自身、総合的、俯瞰的な活動が求められる、こういうふうに応じ上げてきたんですけれども。

そういう中で、今委員から御指摘をいただきました選考ですよね。会員約二百人、連携会員約二千人、この人たち、先生方と関係を持たなければ、つながりを持たなければ、全国で九十万人いる方が会員にならないような仕組みになっているということも、これは事実だと思えます。ある意味では、閉鎖的で、既得権益のようになっているのではないかなというふうに思えます。私自身、これは正直言つてかなり悩みました。そういう中で、学術会議から推薦された方々、そのまま任命をするという、前例を踏襲をするのは今回は私はやるべきだという判断をいたしました。」と判断の考え方を答弁している。「総合的、俯瞰的な活動が求められる」という考え方は総合科学技術会議の「日本学術会議の在り方について最終まとめ」の一節と承知しているが、法令でもなく官報にも載っていないこうした報告書の一節を、法令と同等の任命基準とすることは問題ないのか。

六 近藤内閣法制局長官が答弁しているように「消極的拒否」ということであれば、学術会議法に基づく任命を拒否するには、「総合的、俯瞰的な活動」になつていないことや「既得権益」であることが具体的に示され、その者の任命が少なくともそうした状況をさらに悪化させるということが明確である必要があるのではないのか。「総合的、俯瞰的な活動」になつていないことや「既得権益のようになつていない」とは具体的にどのような状況をいうのか。またそうした状況に照らし、六名の任命が許容できないのか、考え方を示されたい。

七 十一月八日、共同通信は「首相官邸が日本学術会議の会員任命拒否問題で、会員候補六人が安全保障政策などを巡る政府方針への反対運動を先導する事態を懸念し、任命を見送る判断をしていたことが七日、分かった。安全保障関連

法や特定秘密保護法に対する過去の言動を問題視した可能性がある。複数の政府関係者が明らかにした」と報道している。一般論として質問するが「安全保障政策などを巡る政府方針への反対運動を先導する事態を懸念」を理由に推薦に基づく学術会議会員への任命を拒否することは、違法ではないか。

内閣衆質二〇三第一四号
令和二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出日本学術会議会員の任命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員奥野総一郎君提出日本学術会議会員の任命に関する質問に対する答弁書

一 について

いかなる場合に申出や推薦のとおり任命しないことが許容されるかについては、日本学術会議の会員（以下「会員」という。）の任命の場合には、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号。以下「法」という。）上認められる職務の独立性と公務員の選定は国民固有の権利であると規定する憲法第十五条第一項との調整的見地が求められるとしても、憲法で保障された学問の自由を実効あらしめるために伝統的に認められている大学の自治と憲法第十五条第一項との調整的見地が求められた、御指摘の「昭和四十四年の高辻内閣法制局長官の答弁」の対象となった当時の国立大学の学長の任命の場合とは、同視することはできず、同じように狭くなるわけではないと考えている。

二について

御指摘の「この解釈が適用されているということ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、会員の任命については、法第十七条による推薦を十分尊重しつつ、任命権者たる内閣総理大臣が適切に判断すべきものであり、御指摘の近藤内閣法制局長官の答弁で述べられているとおり、「主観的に政府当局の気に食わないということでは任命しない」とは法の趣旨に反するものであると考えている。

三から六までについて

推薦のとおり任命しないことが許容される場合については、憲法第十五条第一項において公務員の選定が国民固有の権利であるとされていることからすれば、任命権者である内閣総理大臣において、当該推薦を十分に尊重しつつも、当該任命が国民に対して責任を負えるものでなければならぬという観点から、日本学術会議の設置目的や職務等に照らして判断されるべきものと考えている。具体的にどのような場合に許容されるかについては、任命権者たる内閣総理大臣が国民に対する責任において個別に判断すべき人事に関する事項であって、事柄の性質上、明確にお答えすることは困難である。

また、一般の会員の任命については、個々人の任命の理由については、人事に関することであるため、お答えを差し控えるが、日本学術会議に総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただけのようにするという観点から、適切に判断したものである。

七について

お尋ねについては、個別の報道の内容を前提とするものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

一、去る十一月二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高君提出建設発生土の規制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出放課後等デイサービスに関する質問に対する答弁書

令和二年十一月十三日提出
質 問 第一 一五号

建設発生土の規制に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

建設発生土の規制に関する質問主意書

建設発生土は、建設工事で発生する土砂であり、埋立てや盛土の材料として土地造成などに利用できる有用な再生資源とされ、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。

しかし、廃棄物とみなされないうために建設発生土には処分の規制措置が無く、発生現場内や他の建設工事等で有効に利用されることがある一方で、一部において山林等への投棄など不適正な処理が行われ、崩落が起きるなど生活・自然環境に悪影響を及ぼしている例も見られる。現在、東京五輪・パラリンピックやリニア中央新幹線建設などの大型の公共工事が相次ぐ中、建設発生土が大量に発生し、建設発生土の不適正処理の事案や建設発生土による土砂崩落等が発生している。平成三十年十二月に「土地等の埋立て等に関する非常事態宣言」を出すに至った静岡県富士市のような事例も発生している。

一方で、大阪万博（二〇二五年）の会場の造成に際しては、当初、大阪市が主に市内で集めた建設発生土を利用して埋立工事を進めていたが、作業を急ぐために補正予算に土地造成費を計上し、土砂を購入して作業を進めるという事例も発生している。

建設発生土を有効活用するとともに不適正な処理を防止するために、国土交通省が建設発生土の官民有効活用マッチングの仕組みを導入したものの、建設発生土の搬出・搬入する工事現場間の距離が近いものなどに限られており、悪質業者による不法投棄事案など各地で発生している建設発生土に係る不適正な処理への対策として有効に機能しているとは言い難い。また、大阪市の事例は、このマッチングの仕組みが機能していないことの証左でもあると考えられる。

他方、実際には建設発生土は、都道府県境を越えて広域的に移動しているが、条例による規制だけでは限界があり、条例が定められていない、又は規制の緩い地域で処分されるおそれがある。このように、不適正な建設発生土の処理を行う事業者に対する実効的な規制ができていないのが現状である。

関連して、以下質問する。

一 建設発生土に係る不適正処理の状況や建設発生土の受け皿となる建設発生土処分場の状況を把握するとともに、悪質な業者や事案について関係省庁及び自治体間で情報共有を行うことができないければ、不適正処理に対処することができない。そこで、過去三年間程度の都道府県ごとの建設発生土受入地の施設数、残存容量、残余年数及び建設発生土の不適正処理に関連し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、自然環境保全法、自然公園法、森林法、農地法及び刑法等により警察に検挙された悪質業者の件数を政府として把握する必要があると考えるが、把握状況を明らかにされたい。把握していない場合、把握していない理由及び把握する考えがあるのかについて、政府の見解を示されたい。

また、現在、総務省の行政評価において「建設残土対策に関する実態調査」を行っているところと承知している。建設発生土の不適正処理の問題は古くから指摘されており、政府としての対策や規制の在り方について必要な検討が行われていることと思うが、その検討の具体的な内容と対策の実施時期を示されたい。

二 政府を挙げて取り組んでいる東京五輪・パラリンピックやリニア中央新幹線建設などの大型事業が現在進められているところであるが、これらの大型事業を完遂させるためには、そこで発生する建設発生土を適正に処理することが欠かせない。これらの大型事業において発生する建設発生土の量及び処分方法等について政府として常に把握、検証し、必要に応じて見直ししていくことが必要と考える。

このため、大量の建設発生土の発生が見込まれるような大型事業では、例えば、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」の規定のように建設工事現場から五百立方メートル以上建設発生土の排出が見込まれる場合は事前に建設発生土の排出計画を定め、届出を提出させるなどの取組を行うことが重要である。

そこで、事業者に対し、事前に建設発生土の発生量の想定と建設発生土処分場の確保を徹底させるとともに、事業の進捗に伴って実際に発生した建設発生土の量との差を定期的に報告させ、建設発生土の処理方法等についても随時見直しを求めべきであると考えているが、政府の見解を示されたい。

三 国土交通省が導入した建設発生土の官民有効活用マッチングの仕組みがあるが、成立した件数は平成二十七年の制度開始から現在までに三十一件と少なく、上手く機能していないと思われる。建設発生土の官民有効活用マッチングの件数が増加しない理由及びその解決策について、政府の見解を示されたい。

四 建設発生土には処分の規制措置が無いため

に、「残土」と称して不適正処理がなされ、生活・自然環境に悪影響を及ぼしている。建設発生土についても、不要とされたものについては廃棄物処理法上の廃棄物とみなし、同法による処理を行うべきという考え方もあるが、政府の見解を示されたい。

五 大量の廃棄物を他人の土地に堆積させるなどの行為について、当該土地の利用価値を喪失させたとして、不動産侵害罪が成立した事例があると承知している。

建設発生土の不適正な処理に対して、自治体における条例等による規制が行われていない場合、不動産侵害罪の適用が選択肢の一つとなっているが、不動産侵害罪が建設発生土の不適正処理に十分に適合しているとは言い難い。建設発生土の不適正処理事案を適正に抑止するため、必要な法制上の措置も含めた検討を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 建設発生土に関し、条例による規制を行っている自治体は限定され、条例を制定している自治体とそうでない自治体との間で建設発生土対策に格差が発生し、その隙間を狙って悪質業者による建設発生土の不適正処理も発生している。

また、地方自治法では、条例の罰則は二年以下の懲役又は百万円以下の罰金と上限が定められているため、建設発生土の不適正処理で得られる悪質業者の利益や不法投棄の原状回復等に要する費用と比して、十分に抑止効果が機能しているとは言い難い。

こうしたことから、建設発生土については、各自治体にその対策を委ねるのではなく、国による一元的な法的規制やガイドラインの策定等の対策を早急に講ずるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二〇三第一五号

令和二年十一月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出建設発生土の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出建設発生土の規制に関する質問に対する答弁書

一、五及び六について

お尋ねの「建設発生土受入地の施設数、残容量、残余年数」については、網羅的に調査していないため、また、お尋ねの「悪質業者の件数」についても、統計をとっていないため、お答えすることは困難である。「把握する考えがあるのか」とのお尋ねについては、これらを把握することは考えていないが、建設発生土の不適正な取扱いへの対応については、平成二十七年に立ち上げた「建設残土の崩落に関する関係省庁連絡会議」における議論を踏まえ、平成二十九年八月には国土交通省において「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」を作成し、関係法令や条例に基づく適正な取扱いをより一層促すべく、地方公共団体に周知したところであり、令和二年十月十九日にも同会議を開催し、建設発生土の崩落の実態を共有し、当該実態を踏まえた課題や対応について議論するなど、政府として、必要な検討を進めているところである。

二について

お尋ねの「大型事業」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省直轄事業においては、原則として、建設発生土の具体的な搬出先を発注者が事業者に指定する指定

処分方式を採っている。また、同省直轄事業及び各地方公共団体等の事業においては、事業の実施に伴う建設発生土について、土量、土質及び土の運搬時期を同省において把握するとともに、各工事発注機関が相互に情報交換を行い、その有効利用を図っているところである。

三について

お尋ねの建設発生土の官民有効利用マッチングシステムについて、同システムにおける工事間利用の成立件数は同システムの運用を開始した平成二十七年年度から五年間で三十一件となっているが、一般的に、建設発生土の工事間利用を行うためには、建設発生土を搬出する工事及び搬入する工事において、土量、土質及び土の運搬時期を合致させる必要があることを踏まえ、同システムは有効に機能していると認識しているところであり、同システムの更なる普及に向けて、関係団体への周知に取り組んでいるところである。

四について

お尋ねの「建設発生土については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する「廃棄物」には当たらず、同法による規制の対象とはならないと考えている。

令和二年十一月十三日提出
質問 第一六号

放課後等デイサービスに関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

放課後等デイサービスに関する質問主意書
放課後等デイサービスは障害のある児童生徒が通う療育及び居場所機能を持つ施設として、令和元年度は全国でおよそ一万四千施設あり、二十二

万六千人が利用した。平成二十九年四月施行の放課後等デイサービス指定基準等の改正により、不適切または質の低い支援について見直されたものの、令和二年度の厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいても、改善を要する事案があるとされる。

上記を踏まえ、以下質問する。

一 放課後等デイサービス施設（以下、「施設」という。）では、三十分未満など極端に短時間でサービス提供であったとしても、長時間の場合と同様に、一回当たりの報酬が算定される。

1 同じ福祉サービスでありながら、介護保険の通所介護事業所は、サービス提供時間の短縮を行った場合、実際のサービス提供時間の区分に対応した報酬区分を算定する。同様のサービス形態にありながら、施設では、報酬算定において実際のサービス提供時間が考慮されていない理由は何か。通所介護事業所の報酬区分と相違する報酬算定は、施設がサービス提供時間の短縮に応じた減額算定等が必要ため、過剰な請求を常態化させる要因となっているのではないかと、政府の見解を問う。

2 障害福祉サービス等報酬改定検討チームが指摘する論点によると、療育の支援時間の長短について、どちらを高く評価すべきかは判断が難しいとされるが、施設が児童のセルフプランに沿った適切な時間設定を行うことにより、報酬の算定が可能と考えられる。予定されたサービス提供時間の短縮が頻発する施設については制度の趣旨にそぐわないサービスを提供しているおそれもあるが、政府は原因や傾向を把握しているか。とりまとめを行っているのであれば、詳細を伺いたい。

二 施設の療育支援の結果として児童が発達するほど、指標該当児に適合しなくなり施設の報酬が減額となる。収支のみを考慮するならば、施設は療育の成果を求めずにサービスを提供し続けた方が黒字経営に寄与することとなってしまう。一方、介護報酬において、要介護度の改善に関するインセンティブ制度及びアウトカム評価が進められている。これを踏まえ、施設の療育支援についても、同様の評価設定を検討することも有用と考えるが、政府の見解を問う。

三 障害福祉サービス等報酬改定検討チームが指摘する論点によると、障害の重い児童を受け入れた場合や障害が軽度であっても行動障害を持つなど、対応が困難な児童について、地方自治体により指標該当児の判定に差があるとされる。地方自治体による判定の結果、指標該当児の割合が五十%以上に達しない限り、基本報酬上評価されない。地方自治体で差があるとされている状況は、障害のある児童生徒及び施設の不利益に繋がるのではないかと、また、指標該当児の判定には、介護保険制度の認定調査員及び介護認定審査会のような、判定の公平性を担保する手順が活用できると考えるが、政府の見解を問う。

四 施設への送迎については、本来、児童生徒の自立と社会参加を獲得するために、自力で通学する力をつけることが療育の大前提とされること、平成三十年度の実態調査では七十九・三%の施設が送迎加算を算定しており、実質的に施設の基本報酬に近い状態となっている。送迎加算は、施設にとって保護者へ過剰なサービス提供を勧めるインセンティブとなっている側面がないか。政府の見解を問う。

また、送迎加算の一部を基本報酬に組み込み、送迎加算制度を取りやめることで、児童生

徒の自立と社会参加を阻害する送迎について見直しが進むのではないかと、政府の見解を問う。

五 施設では、福祉サービス以外に様々な事務作業、行事等の準備、会議及び研修があるとされる。基本報酬はあくまで福祉サービスに関する請求となるため、事務作業などの残業代に関する人件費を施設が工面できず、職員のサービス残業及び休憩時間の未取得などが常態化しているとの指摘がある。サービス残業など施設の労働環境の実態について、調査を行う必要はないか、政府の見解を問う。

六 施設の人員には専門性の確保が求められる。障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料によると、障害福祉サービス経験者を一定の経過措置を設けた上で施設の人員配置基準の対象から外し、保育士・児童指導員のみにするとの検討の方向性が示された。しかし、廃止後に施設の人材確保が間に合わず、人員配置基準の達成を維持できなければ、施設の経営上大きな影響を及ぼすと考えられる。廃止によって生じる影響と対策について、詳細を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇三第一六号

令和二年十一月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出放課後等デイサービスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出放課後等デイサービスに関する質問に対する答弁書

一の1について
放課後等デイサービス給付費については、児

童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表第三の一及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第百六十九号）八に基づき、放課後等デイサービスの提供時間が三時間以上である場合と三時間未満である場合に区分して所定単位数を算定することとしている。このような算定方法とした上で、更に提供時間による区分を細分化し、提供時間の長短によって報酬額に差を設けることとしないのは、一定の時間をかけて集団的な療育を提供する場合と短時間で個々の障害児に応じた療育を提供する場合のいずれを報酬上高く評価すべきかを判断することは困難である等の理由によるものである。なお、御指摘のような三十分未満など極端に短時間でサービス提供が障害児の状況を踏まえずになされることは適切ではないと考えられることから、現在、厚生労働省の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）において、その報酬上の取扱いについて検討を行っているところである。

一の2について

御指摘の「予定されたサービス提供時間の短縮が頻発する施設」については把握していない。

二について

放課後等デイサービスは、障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するものであるが、御指摘の「インセンティブ制度及びアウトカム評価」のような仕組みを設けることについては、生活能力の向上等が放課後等デイサービスの効果によるものか障害児の成長によるもの

かを分けて評価することが困難であるといった課題があると考えているため、現時点において検討する予定はない。

三について

放課後等デイサービスを利用する障害児に対して行われる厚生労働大臣が定める施設基準別表第二に定める項目に係る判定については、判定を行う市町村によって差があることは、公平性の観点から適切ではないと考えており、現在、検討チームにおいて、令和二年十月五日に開催した検討チームの資料（以下「検討チーム資料」という。）において厚生労働省が示した「指標該当児の判定スコアを用いる際に、判定のパラツキを防ぐため、留意事項等を設けてはどうか。」との「検討の方向性」を踏まえて、市町村間における差の改善方法について検討を行っているところである。なお、御指摘のような手順を設けるかどうかについては、市町村の事務負担も考慮しつつ慎重に検討することが必要であると考えている。

四について

平成三十年度障害者総合福祉推進事業「食事提供体制加算等に関する実態調査」によれば、放課後等デイサービスにおいて「送迎を行っている理由」は、「利用者の通所時の安全に不安があるから（事故や犯罪に巻き込まれるなど）」が六十七・二パーセント、「重度の障害者など、自ら通所が困難な利用者がいるから」が五十七・二パーセントとなっており、必要性を踏まえて送迎が行われている実態が示されていることから、「送迎加算は、施設にとって保護者へ過剰なサービス提供を勧めるインセンティブとなっている」との御指摘は必ずしも当たらないものと考えている。

また、御指摘の「送迎加算」は、障害児を居宅等から放課後等デイサービス事業所まで送迎した場合に算定できる報酬であるところ、御指摘のように「送迎加算の一部を基本報酬に組み込み、送迎加算制度を取りやめる」とした場合には、送迎の有無にかかわらず一定の報酬を算定することとなり、必要な児童の送迎が行われなくなるおそれがあると考えている。

五について
放課後等デイサービスの報酬は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第一項等の規定に基づき都道府県等が条例で定める基準に定める事務や研修等を含めた運営を行うために必要な費用について、障害福祉サービス等経営実態調査の結果等を勘案して定めており、報酬の水準が低いことにより御指摘のような労働関係法令違反が「常態化」しているとは考えておらず、御指摘の調査を行うことは考えていない。

六について
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）における放課後等デイサービスに係る人員に関する基準について、検討チーム資料の「検討の方向性」とおり、「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみとした場合、一部の放課後等デイサービス事業所においては、保育士又は児童指導員を新たに置く必要が生じ得るものと考えている。このため、検討チーム資料の「検討の方向性」においては、「一定期間の経過措置を設けた上で」と示しているところであり、見直しに伴う影響も十分踏まえて検討していくこととしている。

令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 議長の報告

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員小熊慎司君提出IUU（違法・無報告・無規制）漁業に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小熊慎司君提出地下水採取に対する課税の公平性・中立性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小熊慎司君提出再生可能エネルギーのグリッド接続に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小熊慎司君提出洋上風力発電に関する質問に対する答弁書

令和二年十一月十九日提出
質問 第一七号

IUU（違法・無報告・無規制）漁業に関する質問主意書

提出者 小熊 慎司

IUU（違法・無報告・無規制）漁業に関する質問主意書

現在水産庁では適切な水産資源管理を推進している。しかし海外市場から国際的にも問題視されているIUU（違法・無報告・無規制）漁業による水産物が日本に輸入されていることから、より厳格な水産物の検査、水産物輸入業者との協力は必要ではないかと憂慮する。

そこで以下質問する。

一 EU（欧州連合）のIUU法や米国のSIMP法をモデルとした、より厳格な漁獲証明による輸入規制に関する仕組みを充実させるべきと思うが、見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇三第一七号

令和二年十二月一日

衆議院議長 大島 理森殿 菅 義偉

衆議院議員小熊慎司君提出IUU（違法・無報告・無規制）漁業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員小熊慎司君提出IUU（違法・無報告・無規制）漁業に関する質問に対する答弁書

一について

今国会に提出している特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案においては、御指摘のIUU（違法・無報告・無規制）漁業に関する欧州連合や米国の制度等を参考に、外国において違法な採捕が行われるおそれが大きいと認められること等により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められる特定の水産動植物等について、適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないものとするとしている。

令和二年十一月十九日提出
質問 第一八号

地下水採取に対する課税の公平性・中立性に関する質問主意書

提出者 小熊 慎司

地下水採取に対する課税の公平性・中立性に関する質問主意書

現在、山梨県地方税制等検討会において、飲用の目的の地下水採取に対する税（以下、「新税」という。）の導入が検討されている。ミネラルウォーター製品製造をはじめとする飲用目的の地下水採取を狙い撃ち的に課税対象とすることは、租税三原則のうち公平原則及び中立原則に反するのではないかと憂慮する。

そこで以下質問する。

一 財務省の公式ウェブサイトによれば、税の公平の原則とは「経済力が同等の人に等しい負担を求める『水平的公平』と、経済力のある人により大きな負担を求める『垂直的公平』」を内容とする。また、中立の原則とは、「税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにする」ことをいう。これら税の公平の原則及び中立の原則は、国税のみならず地方税にも該当するか。

二 税の公平の原則からは、経済力のある人により大きな負担を求めることが望ましいのであつて、合理的な理由なく「経済力のある人に該当しない者に」より大きな負担を求めることは、税の公平の原則に反するのではないか。

三 新税は、ミネラルウォーター製品製造という飲用目的の地下水採取に対してのみ課税するものである。同様に地下水を採取する行為であっても、工業用目的の場合や農業用目的の場合には課税の対象とはなっていない。このように異なった取り扱いをするのであれば、飲用目的の地下水採取者が工業用・農業用目的の地下水採取者と比べて、担税力が大きいと考える根拠が示される必要がある。この点について明らかにされないまま、飲用目的の地下水採取を工業用・農業用目的の地下水採取と税制上別に扱うことは、飲用目的で地下水を採取する者を不当に差別するものであり、税の公平の原則に反するのではないか。

四 税の中立の原則にいう税制が個人や企業の「経済活動における選択を歪め」とはどのような意味か、明らかにされたい。

五 新税の導入によつて、山梨県だけが地下水の採取に課税するようになれば、それが原価や市場価格にも反映されるので、山梨県の水は、競

令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 議長の報告

争上不利な立場に置かれる。また、同じ富士山系を水源とする静岡県では課税されず、山梨県では課税されるという事になるので、操業地に関する企業の選択にも影響が及ぶ。このような事態は、個人や企業の経済活動における選択を歪めることになり、税の中立原則に反するのではないかと、右質問する。

内閣衆質二〇三第一八号
令和二年十二月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員小熊慎司君提出地下水採取に対する課税の公平性・中立性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小熊慎司君提出地下水採取に対する課税の公平性・中立性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公平の原則及び中立の原則」については、地方税を含む租税の原則であると承知している。

二について

御指摘の「合理的な理由」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

三及び五について

お尋ねについては、御指摘の「新税」の詳細を承知していないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、政府税制調査会が平成十二年七月に取りまとめた「わが国税制の現状と

課題―二十一世紀に向けた国民の参加と選択―」において「税制は・・・社会の活力や経済の発展の妨げとならず、個人や企業の自由な経済活動にできるだけ影響を与えないものであることが望まれます」とされていると承知している。

令和二年十一月十九日提出
質問 第一九号

再生可能エネルギーのグリッド接続に関する質問主意書

提出者 小熊 慎司

再生可能エネルギーのグリッド接続に関する質問主意書

菅総理は所信表明演説において、二〇五〇年までの温室効果ガス排出ゼロを宣言した。時を同じくしてエネルギー基本計画の見直しも始まっている。

そこで以下質問する。

一 グリッドの総容量に限りがある。今後、参入が増える洋上風力発電を始めとする再生可能エネルギーを推進していくためには再生可能エネルギーを最優先とした電力システムの構築が必要である。これは、再生可能エネルギーを優先としてグリッドにつなぐことはもちろん、九州電力管内で昨年発生した出力抑制についても再生可能エネルギーを最後まで優先する仕組みなど、再生可能エネルギーに有利なグリッドコネクションを作っていくかなければならない。それには法的整備の必要があると考えているが、見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇三第一九号
令和二年十二月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員小熊慎司君提出再生可能エネルギーのグリッド接続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小熊慎司君提出再生可能エネルギーのグリッド接続に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「再生可能エネルギーに有利なグリッドコネクション」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、既存の電力システムを最大限活用するため、電力システムに接続された電源について、発電電力量が当該システムの容量を上回ることが見込まれる場合には当該電源の出力を抑制するという一定の条件を付した上で、電力システムへの接続を認める取組を進めているほか、電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合に、一般送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十八条の四十第三号に規定する送配電等業務指針に基づき、再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や長周期広域周波数調整により地域間連系線を活用した他地域への電気の供給等の措置を講じているところであり、現時点において、お尋ねの「法的整備」の必要はないと考えている。

令和二年十一月十九日提出
質問 第二〇号

洋上風力発電に関する質問主意書

提出者 小熊 慎司

洋上風力発電に関する質問主意書

菅総理は所信表明演説において、二〇五〇年までの温室効果ガス排出ゼロを宣言した。時を同じくしてエネルギー基本計画の見直しも始まっている。国会においても既に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が一昨年の臨時国会で成立しており、促進区域も指定されている。洋上風力発電はベース電源として大きく期待されている。

そこで以下質問する。

一 現在、漁業協同組合などの自治体利害関係者との交渉は事業者任せになっている。国策で洋上風力発電を進めるのであれば、国の関与を大きくする必要がある。例えばオランダなど先進国では、セントラル方式を採用しており、EIA(環境影響評価)や地元調整における国の責任関与を大きくしている。そこで洋上風力発電の促進区域におけるセントラル方式を推進していくべきと思うが、国の考えを問う。

右質問する。

内閣衆質二〇三第二〇号
令和二年十二月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員小熊慎司君提出洋上風力発電に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小熊慎司君提出洋上風力発電に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「セントラル方式」によって「推進し

ていくべき」内容が必ずしも明らかではないが、我が国においては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十一年法律第八十九号）第九条において、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び当該区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に關し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるとされている。協議会は、経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事、農林水産大臣、関係市町村長並びに関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者で構成されており、御指摘の「自治体利害関係者」との調整については、協議会において必要な協議を行っているものと認識している。

一、今四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員笠井亮君外一名提出東京外かく環状道路（関越、東名間）の地下掘進工事地での陥没事故等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員宮川伸君提出温室効果ガスの排出を二〇五〇年までに実質ゼロにする方針に関する質問に対する答弁書
衆議院議員丸山穂高君提出国家安全保障の観点における土地利用・管理の在り方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員丸山穂高君提出二〇五〇年カーボンニュートラルに関する質問に対する答弁書
衆議院議員宮川伸君提出種苗法改正案に関する質問に対する答弁書

令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 議長報告

衆議院議員早稲田夕季君提出高齢者及び障害者の通院時の介助サービスの自宅発着要件見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本和嘉子君提出新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る地域医療の確保と京都府北部の医師偏在問題の解消に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出租税特別措置等に係る政策評価の活用状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出安保理決議に基づく銀行口座凍結に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症への基本的行動の徹底に関する質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之君提出中小企業の基盤強化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之君提出菅内閣の経済政策とデフレからの脱却に関する質問に対する答弁書

衆議院議員矢上雅義君提出日本航空の解雇争議に関する質問に対する答弁書

衆議院議員矢上雅義君提出在外邦人支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本和嘉子君提出新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る雇用の維持安定と企業等の事業継続に対する支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員海江田万里君提出欧州連合欧州議会本会議より、我が国での子の連れ去りに関する決議が採択され、「子どもへの重大な虐待」と強調されたことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山山人君提出発熱外来診療体制確保支援補助金及び医療機関支援に関する質問に対する答弁書

令和二年十一月二十日提出
質問 第二十一号

東京外かく環状道路（関越、東名間）の地下掘進工事地での陥没事故等に関する質問主意書
提出者

笠井 亮 宮本 徹

東京外かく環状道路（関越、東名間）の地下掘進工事地での陥没事故等に関する質問主意書

東京外かく環状道路（関越、東名間）（以下、「外環道路」と呼ぶ。）の地下掘進工事が直下で行われていた東京都調布市東つつじヶ丘で本年十月十八日、地表面の陥没事故が発生した。東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」と呼ぶ。）は十一月二日、陥没箇所付近で地中に空洞が存在することを、新たに確認した。周知のように、一帯は閑静な住宅街であり、重大事故につながりかねない諸事態に對して、住民から恐怖と不安、憤りの声が挙がるのは当然である。

現地周辺では本年八月頃から、振動及び騒音等による被害が住民から次々に訴えられており、家屋等の壁面の亀裂、タイルの剝離、敷地の変状等が生じていた。住民は振動等について徹底した調査と原因の究明を求め、且つ、原因等が明らかにするまでシールドマシンによる掘進は停止すべきと、強く求めている。しかし、国とNEXCO東日本は掘進を続行し、住民が最も懸念していた陥没事故が生じ、空洞も発見された。

そもそも外環道路事業は国が推進し、多額の国費を投入してきた事業である。

今回の事態について、国は責任を持って調査と原因究明にあたり、住民に丁寧な説明し諸要望に応えるとともに、外環道路事業そのものについて中止を含めた根本からの見直しを行うべきである。この立場から、以下、質問する。

一 外環道路建設は、国が推進している事業であり、国土交通大臣がNEXCO東日本、中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」と呼ぶ。）とともに事業主体となり、都市計画事業の承認と大深度地下の使用認可を行っているゆえ、そもそも国の責任が重いのは明らかである。

国は、東京都調布市内での陥没事故と空洞及び振動等の調査と原因の究明・検証、住民に対する説明や一連の被害への対応をNEXCO東日本並びにNEXCO中日本の両社任せにするのではなく、責任を持って行うべきと考える。基本的姿勢、及び認識について詳細に明らかにされたい。

二 陥没事故の発生後、国土交通省関東地方整備局、NEXCO東日本関東支社、NEXCO中日本東京支社がかねてより設置していた「東京外環トンネル施工等検討委員会」（以下、「検討委員会」と呼ぶ。）の第二十二回委員会が本年十月十九日に開催され、陥没事故について審議があった。検討委員会は十六人の委員中、国土交通省、東京都、NEXCO東日本、NEXCO中日本と首都高速道路株式会社の代表者が八人を占めるといふ構成であつて、そもそも外環道路について「早期供用が求められる中」（同検討委員会）の設置趣旨より等として、「トンネルの構造、施工技術等について確認、検討すること」を目的（同）としたものである。同年十月二十三日には、検討委員会の中の学識者を委員とする「東京外環トンネル施工等検討委員会」有識者委員会（以下、「有識者委員会」と呼ぶ。）が開催された。設置者は検討委員会と同様である。同日の有識者委員会は「第二回」とされ、十月十九日の「東京外環トンネル施工等検討委員会第二十二回委員会」は「第一回東京外環トンネル施工等検討委員会」有識者委員会と併記され

た。有識者委員会の目的は、同委員会の規約によると、「トンネル構造、地質・水文、施工技術等に関する技術的な検討について審議するというものである。右に見られるように、検討委員会及び有識者委員会の設置趣旨は、今回の陥没事故や空洞、振動等についての調査や原因究明そのものを目的としたものではない。

今回の陥没事故や空洞、振動等の事象の解明については、有識者と専門家の知見を結集することが重要である。事業にあたっての技術的な検討等を行う機関や委員会ではなく、原因の調査と究明を目的とする、独立性、公平・中立性を持った、第三者的な機関・委員会を設置すべきではないか。そして、議事については原則公開し、住民参加も検討すべきではないか。また各種データ、関連諸資料を全面的に公開し、且つ、他の専門家、有識者や住民等が検討・検証を行えるようにすべきではないか。見解と決断を求める。

三 本年十月十九日の第二十二回検討委員会（第一回有識者委員会）の「議事概要」によれば、「今後の調査」として、「地盤状況確認のためのボーリング調査および音響トモグラフィ調査」「採取した地下水の成分分析」「埋設物の状況確認」「地歴・文献調査の再確認」と「周辺道路を含め、地表面付近の空洞探査を早急に実施すること」を「確認した」としている。すなわち地盤等を調査するというものである。施工状況等は今回の検討委員会の資料で「掘進中のトンネル坑内の各計測値（圧力や掘削土量等）は、添加材・圧力・搬送設備等の調整を行っていることで適切な状態で施工されていることを確認した」とされている。十月二十三日の第二回有識者委員会では、施工状況の調査等については「議事概要」では触れられず、資料の中で「地盤状況の確認を行うため、以下の調査を行う」と

して、「地歴・文献」の後に並列して「施工データの再確認」が加えられた。十一月五日の第三回有識者委員会の「議事概要」では、「陥没や空洞が発生した要因を把握するため、シールドトンネルの掘進データの確認に加え、地形、地質、地下水、並びに河川との関係についても調査する」とされた。これら三回の委員会では、地盤調査の内容は具体的に示されているのに対し、掘進データの「確認」については、具体的な実施内容を示していない。

「検討委員会」と「有識者委員会」の小泉淳委員長は十月十九日の第二十二回検討委員会後のブリーフィングにおいて、陥没とトンネル工事との関連について問われ、「因果関係があるか、はじめからそこに空洞があったか、これから調べないとわからないと思うが」としつつ、「因果関係がないとは言いきれないし、それ以外に急にこういうように落ちるということはないのである程度そういうことが考えられる」とし、さらに「考えられるとしたら、もともとそこに空洞があったか、土を多く取りすぎたか。どっちかですよ」と、「シールドを掘ることによって適正に土の量を取っていて、それで陥没するということとはまず考えられない」「空洞があったという可能性は低いでしょう」との説明をしている。

トンネル掘進工事の施工状況について徹底した調査、分析、検証を行い、陥没事故や空洞、振動等との関係を究明すべきではないか、国の見解を示されたい。その際、掘削した土量や圧力、推力、トルク、掘進速度、添加剤、土砂の搬送、裏込注入などの状況について詳細に分析・検証し、それらのデータについては公表すべきではないか。見解を示されたい。

また第二十二回検討委員会の資料の中で、「掘進中のトンネル坑内の各計測値（圧力や掘削

土量などは、添加材・圧力・搬送設備等の調整を行っていることで適切な状態で施工されていることを確認した」とするのは、いかなる根拠やデータに基づくものか、詳細に明らかにされたい。

四 近隣住民に対しては、陥没が生じてから約二十日後の十一月六日と七日に、ようやく説明会が開かれた。しかも、説明会の周知や対象者の範囲は極めて限られたものであり、マスコミの参加も認めないというものであった。

住民が恐怖と不安を訴え、生活に重大な被害と影響を及ぼし、他の箇所での陥没や空洞も懸念される中で、あまりにも遅い対応であると、率直に指摘する。住民への説明会はもつと早く行うべきではなかったか。

今後も住民の要望に応じ、あるいは事態・状況の推移に照らして、繰り返し説明会や説明の機会を持つべきではないか。また、より広い範囲の住民も参加でき、マスコミの取材も認めるようにすべきではないか。加えて、住民への説明会はこれまで掘り進めてきた区間・地域やこれから掘進を計画している地域でも行うべきと考える。見解を示されたい。

五 これまで掘り進めてきた区間では「安全の確認のため」として地表面の常時監視（以下、「G N S S測量」と呼ぶ）と路面空洞調査を実施するとされる。しかし、本年十月二十三日の第二回有識者委員会後のブリーフィングにおいて、小泉淳委員長は路面空洞調査について「正確にわかるのは一・五メートルくらい。もしかしてという三メートルくらい」との説明をしている。その後、N E X C O東日本等が十一月二日に確認した空洞は、地表からの深度は約五メートルとしている。これは路面空洞調査により発見したのではなく、ボーリング調査により確認したものである。

これまで掘り進めてきた区間で実施するとしている路面空洞調査は「安全の確認のため」には不十分なものではないか。十月二十三日の第二回有識者委員会の資料は「東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会」における検討等を踏まえつつ、今後とも適切に必要な調査を実施します」としている。真に、「適切に必要な調査を実施」すべきである。見解を求める。

また、これまで掘り進めてきた区間でのG N S S測量や路面空洞調査について、どのような調査をいつどこで行うか、及び同測量と空洞調査の有効性と限界点、さらなる詳細かつ有効な調査方法について、住民への説明や説明会を行うべきではないか。詳細な説明をされたい。

六 今回の陥没事故や空洞の発見では、国とN E X C O東日本の対応の遅さが、様々に指摘されている。検討委員会や有識者委員会の資料によると、陥没については十月十八日の九時三十分頃に事業者が地表面沈下を確認し、十二時三十分頃に地表面の陥没を確認し、周辺住民への避難要請はN E X C O東日本が十三時三十分開始したとする。陥没を確認してから一時間後、地表面沈下を確認してから四時間後のことである。また空洞については、十一月二日の十二時二十分に空洞の可能性を確認し、翌三日にN E X C O東日本が有識者へ空洞の対応に関する見解を聞き、四日の十時から十二時の間に、N E X C O東日本が近隣住民へ説明した。空洞の可能性を確認してから二日後のことである。

七 国とN E X C O東日本の住民に対する説明と避難要請等の対応は、あまりに遅い。見解を問う。

国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所、N E X C O東日本関東支社東京外環工事事務所、N E X C O中日本東京支社東京工事事務所が共同で発行したパンフレット「東京

外かく環状道路(関越、東名)トンネル工事の安全・安心確保の取組み」によると、「東京外かく環状道路(関越、東名)の本線トンネル工事については、安全対策を十分に実施することで、地表面の安全性が損なわれる事象は生じないと考えられます」とした上で、「トンネル内に掘削土以外の土砂等が大量流入する時を『緊急時』としています」としている。

今回の陥没事故や空洞の発見は「緊急時」との認識か、それとも「緊急時」ではないという認識か、明らかにされたい。また「緊急時」を「トンネル内に掘削土以外の土砂等が大量流入する時」としたのでは、今回のような住民の安全にかかわる事象が生じた場合に、緊急の対応が適切かつ有効に行えないのではないか、明らかにされたい。

八 外環道路事業に関して国土交通大臣は「大深度地下におけるシールド工法による工事については、適切に工事が行われれば地上への影響は生じないもの、このように考えています」、「シールド自体が壊れるということがなければ、これは地上への影響というのはいずれも生じない」ということが言えるんだと思います(二〇一五年三月二十日の衆議院国土交通委員会での太田昭宏大臣(当時)の答弁)等としている。さらに、住民などに対しても、国やNEXCO東日本、NEXCO中国日本は「本線トンネル工事はシールド工法を採用しており、地上に影響は生じない等と説明し、地権者の同意と補償も「なし」に事業を進めてきた。

しかし二〇一八年には、東名ジャンクション工事地で河川からの気泡の噴出や、地下水の流出等が生じ、二〇一九年には大泉ジャンクション工事地で河川から気泡が噴出する事象となった。東京都調布市内でも、本年三月から河川での気泡噴出が生じている。

これらの事象について、国等は説明の場にお

いて、外環道路工事に起因すると認めてきた。そして、今回の地表面の陥没事故と空洞の発見である。

国とNEXCO東日本、NEXCO中国日本は、大深度地下におけるシールド工法による工事は地上への影響は生じない、とする認識を根本的に正すべきではないか。見解を求める。

この間の相次ぐ事象は「地上に影響は生じない」とした大深度地下の使用の前提が崩れていることを示しているではないか。そもそも大深度地下の使用は「財産権は、これを侵してはならない」とした憲法第二十九条に違反するものである。見解を明らかにされたい。そして、使用認可にあつての地権者や住民の手続きへの参加・関与の機会がきわめて限られたものである。大深度地下の使用については取り止めるべきではないか、見解を求める。

九 外環道路事業の事業費は、国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会が本年七月三十日と九月三日に行った事業再評価において、前回の一兆五九七五億円から約七六〇〇億円増の二兆三三五七五億円へと増額し、事業開始当初の一兆二八二〇億円と比べて一・八倍へと膨張している。全体事業費の費用便益比(B/C)は一・〇一となっている。

今回の陥没事故や空洞の発見等により、事業費はさらに増大するではないか。見解を求める。「地上に影響は生じない」とした大深度地下の使用の前提が崩れる事象が生じるとともに、事業費も著しく増大するという事象である。加えて、コロナ禍の下での国の財政支出のあり方としても、本事業は妥当性を欠くと考える。外環道路事業は、中止を含め根本から見直すことを強く求める。

内閣衆質二〇三第二一号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員笠井亮君外一名提出東京外かく環状道路(関越、東名間)の地下掘進工事での陥没事故等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員笠井亮君外一名提出東京外かく環状道路(関越、東名間)の地下掘進工事での陥没事故等に関する質問に対する答弁書

一について

現在、東日本高速道路株式会社において、「東京外環トンネル施工等検討委員会」有識者委員会(以下「有識者委員会」という。)の御意見を頂きながら、令和二年十月十八日に東京都調布市において発生した地表面の陥没(以下「陥没事象」という。)及び陥没事象発生箇所周辺の地盤調査で同年十一月三日と同月二十一日に確認された地中の空洞(以下「陥没事象等」という。)の原因並びに陥没事象等と東京外かく環状道路のうち同都練馬区から同都世田谷区までの区間(以下「東京外環(関越、東名)間」という。)の工事(以下「工事」という。)との因果関係の究明が進められているところと承知している。

政府としても、国土交通省において、住民の方々の不安をできる限り早く取り除くことができるよう、同社による調査及び陥没事象等の原因究明に協力するとともに、住民の方々に対する説明についても、適切に行つてまいれる所存である。

二について

陥没事象等については、「東京外環トンネル施工等検討委員会(以下「検討委員会」という。)

の有識者である委員のみで構成する有識者委員会を設置し、その後新たに地質の専門家として二名の有識者を委員に追加し、公正中立な立場から審議が進められているところである。

また、有識者委員会における審議の内容を広く一般に周知することを目的に、有識者委員会の規約に基づき、議事要旨及び配付資料を原則として公開しているところである。

現在、東日本高速道路株式会社において、陥没事象等の原因及び陥没事象等と工事との因果関係の究明が進められており、それらの究明のために必要なデータについて、まずは、有識者委員会において確認を進めていただく考えであるが、当該データはしかるべき時期に原則として公開されるものと承知している。

三について

第二十二回の検討委員会及び第一回の有識者委員会では、東日本高速道路株式会社からは、陥没事象の発生を契機に確認した範囲において、掘進中のトンネル坑内の圧力や掘削土量を含む各計測値に異常値はなく、添加材・圧力・搬送設備等の調整が行われ、施工管理は計画どおりに適切に行われていたことが報告された一方、有識者からは、陥没事象と工事との因果関係を究明するためには、より詳細に各計測値等を確認する必要があると指摘されたところである。

現在、同社において、その後の第二回及び第三回の有識者委員会における議論も踏まえ、より詳細に各計測値等を確認して陥没事象等の原因及び陥没事象等と工事との因果関係の究明が進められており、それらの究明のために必要なデータについて、まずは、有識者委員会において確認を進めていただく考えであるが、当該データはしかるべき時期に原則として公開されるものと承知している。

四について

御指摘の「説明会」は、令和二年十月二十三日に開催された第二回の有識者委員会において、「調布市地表面陥没に関する調査方針」が確認されたことを踏まえ、陥没事象発生箇所の周辺住民の方々を対象に速やかに開催したものである。

現在、陥没事象等については、有識者委員会の御意見を頂きながら、東日本高速道路株式会社において、陥没事象等の原因及び陥没事象等と工事との因果関係の究明が進められているところと承知しており、その状況を踏まえた上で、今後の説明会の開催時期や対象者について検討してまいる所存である。

五について

現在、有識者委員会の御意見を頂きながら、東日本高速道路株式会社において、陥没事象等の原因及び陥没事象等と工事との因果関係の究明が進められており、その状況も踏まえ、必要な調査が実施されているところであるが、これまでの掘進区間における調査については、令和二年十一月十八日に、東京都調布市内において、路面空洞調査が開始されたところであると承知している。

路面空洞調査では安全の確認のためには十分ではないかとの御指摘については、同月二十一日に地中の空洞が確認されたことを受け、同社において、これまでの掘進区間も含め、今後、有識者委員会の御意見を頂きながら追加的な調査が必要に応じて実施される予定であると承知しており、住民の方々への説明については、陥没事象等の原因及び陥没事象等と工事との因果関係の究明の状況も踏まえて、適切に行ってまいる所存である。

六について

陥没事象等については、国土交通省、東日本

高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社において取りまとめた「東京外かく環状道路(関越・東名)トンネル工事の安全・安心確保の取組み」を参考とし、事前に構築していた連絡体制に基づき、東日本高速道路株式会社において、速やかに住民の方々への周知が行われるとともに、警察、消防、関係自治体及びその他の関係機関へも速やかに連絡が行われたと承知しており、適切な対応がなされたと認識している。

七について

「東京外かく環状道路(関越・東名)トンネル工事の安全・安心確保の取組み」においては、トンネル内に掘削土以外の土砂等が大量流入する時を「緊急時」としており、工事においては、「東京外かく環状道路(関越・東名)トンネル工事の安全・安心確保の取組み」における「緊急時」に該当する事象は発生していないが、陥没事象等については、六についてで述べたとおり、発生した事象に応じた適切な対応がなされたと認識している。

八について

陥没事象等については、現在、有識者委員会の御意見を頂きながら、東日本高速道路株式会社において陥没事象等の原因及び陥没事象等と工事との因果関係の究明が進められているところと承知しており、その結果を踏まえた上で、必要な措置を講じてまいる所存である。

他方、御指摘の「大深度地下の使用については、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)第二条第一項に規定する大深度地下(以下「大深度地下」という。)は、通常、土地所有者等による利用に供されることはないことから、同法は大深度地下を同法第四条各号に掲げる事業の用に供するため

同法第二十五条の規定に基づく使用権の設定を認めているものであつて、同条の規定が「憲法第二十九条に違反する」との御指摘は当たらず、「大深度地下の使用については取り止めるべき」とは考えていない。

九について

陥没事象等については、現在、有識者委員会の御意見を頂きながら、東日本高速道路株式会社において陥没事象等の原因及び陥没事象等と工事との因果関係の究明が進められているところと承知しており、お尋ねにお答えすることは困難である。

いずれにせよ、東京外環(関越・東名)については、首都圏の都心方向に集中する交通を適切に分散し、首都圏の慢性的な渋滞の緩和等に資するとともに、物流効率化や生産性向上等の効果が見込まれる事業であり、その実施に当たっては、今後とも、厳格な事業評価を行ってまい

令和二年十一月二十日提出
質問 第二二二号

温室効果ガスの排出を二〇五〇年までに実質ゼロにする方針に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

温室効果ガスの排出を二〇五〇年までに実質ゼロにする方針に関する質問主意書

菅義偉首相は十月の所信表明演説で、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すと宣言した。こうした方針は、排出の「実質ゼロ」「ネットゼロ」もしくは「カーボンニュートラル」として大きく報じられている。その意味するところは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるということだと理解する。その上で、以下質問する。

一 政府としては、排出実質ゼロという時の「吸収量」で何を意味しているのか。そもそも自然界においては、森林や海洋などが二酸化炭素を吸収している。そうした吸収をすべて含んで吸収量と考えているのか。それとも排出実質ゼロというのは、新規植林などによって人為的に増やした吸収量の範囲内に排出を抑えることを意味しているのか。

二 パリ協定は第四条で、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出量と吸収量を均衡させる旨を述べている。これは人為的な排出量と新規植林のような人為的な吸収量を均衡させることを意味しているのか。締約国である日本政府としての認識を示されたい。

三 第一次安倍政権の二〇〇七年五月に安倍晋三首相(当時)は「美しい星へのいざない(クールアース五〇)」として世界全体で温室効果ガスの排出量を二〇五〇年までに半減することを提唱した。そこでは現状の排出量は自然界の吸収量の二倍超なので、半減すれば自然界の吸収量と同等レベルになるとも述べている。

半減させると自然界の吸収量と同等レベルになるという根拠やデータの出典は何だったのかを示されたい。おそらく当時の最新の知見であったIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第四次評価報告書などと推察されるが、具体的な数字と共に明らかにされたい。

またこの時に言及した「自然界の吸収量」は海洋や森林を含むすべての吸収量を指しており、人為的な努力の結果かどうかは関係ないと推察されるが、その点も明らかにされたい。

四 十三年前の「美しい星へのいざない」においても排出量を自然界の吸収量と同等のレベルに抑え込む必要性が説かれている。その点では、一見すると当時も「排出実質ゼロ」をうたっていた

かのようにも見える。もちろん今回の所信表明の方が大きく踏み込んでいるはずだが、「美しい星へのいざない」と今回の宣言の相違点を、排出量と吸収量という点から説明頂きたい。

五 昨年六月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」は二〇五〇年までに温室効果ガスの八十パーセント排出削減をうたっている。そのため排出実質ゼロを宣言した今となつては見直しは必至と思われる。

現行の長期戦略には「六年度を目安としつつ情勢を踏まえて柔軟に検討を加える」と書かれているが、六年も待つことなく見直すという理解してよいか。いつ頃から検討を開始して、いつ頃に改定する予定かも明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質二〇三第二二号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮川伸君提出温室効果ガスの排出を二〇五〇年までに実質ゼロにする方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮川伸君提出温室効果ガスの排出を二〇五〇年までに実質ゼロにする方針に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「排出実質ゼロという時の「吸収量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国は、気候変動に関する国際連合枠組条約(平成六年条約第六号)第四条1(a)に基づく我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量に関する目録において、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成十七年条約

第一号)の第二約束期間の下での同議定書第三條3及び4に関する吸収源活動である新規植林、再植林、森林減少、森林経営等による温室効果ガスの除去量を吸収量としている。

二について

お尋ねの「新規植林のような人為的な吸収量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、パリ協定(平成二十八年条約第十六号)第四条1においては、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」を規定しており、これは、同協定第二条1(a)に定める長期的な気温に関する目標との関係で、その達成のために必要となる温室効果ガスの排出量の削減に関する目標を示したものであると認識している。

なお、現在の運用として、同協定第十三条7の規定に基づき定期的に提供する「温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書」においては、同協定の第一回締約国会合決定十八等に基づき、人の活動に起因する温室効果ガスの吸収源による除去を報告することとなる。

三について

お尋ねの「半減させると自然界の吸収量と同等レベルになるという根拠やデータの出典」については、気候変動に関する政府間パネル第三次評価報告書における、千九百九十年から千九百九十九年までの人為起源の二酸化炭素排出量が年間約六十三億炭素トンであり、海洋及び陸上の二酸化炭素吸収量がそれぞれ年間約十七億炭素トン及び年間約十四億炭素トンである旨の記載である。

四について

お尋ねの「排出量と吸収量という点から説明」

の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「美しい星へのいざない」は、世界の温室効果ガスの排出量と吸収量との関係について示したものであるのに対して、御指摘の「今回の宣言」は、我が国の温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指すことを目指す旨を表明したものである。

五について

御指摘の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の見直しについては、菅内閣総理大臣が、令和二年十月三十日の地球温暖化対策推進本部において、全閣僚に対し、「成長戦略会議」や「国と地方で検討を行う新たな場」等において議論を重ね、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しを加速してほしい旨を指示したところであり、今後、そのスケジュールを含め、検討を進めていく考えである。

令和二年十一月二十日提出
質問 第二二二二号

国家安全保障の観点における土地利用・管理の在り方に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

国家安全保障の観点における土地利用・管理の在り方に関する質問主意書

外国人及び外国資本による土地取得の問題については、平成二十五年十二月十七日に閣議決定された国家安全保障戦略において、「国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する」と明記されて以降、七年になろうとしているが、政府は、いまだ具体策を提示するに至っていない。

政府は、去る十一月九日、「国土利用の実態把

握等に関する有識者会議」の初会合を開催した。年内に有識者会議の提言をまとめ、来年の通常国会で関連法案の提出を目指すとも報じられている。

そこで、政府のこれまでの取組と課題について、以下のとおり質問する。

一 令和二年二月二十五日の衆議院予算委員会第八分科会において、山本ともひろ防衛副大臣は、「約六百五十の防衛施設について、二〇一七年度、平成二十九年度までに一巡目の調査を終えております。防衛施設周辺の継続的な状況把握の観点から、引き続き二巡目の調査を現在行っているところです。これまでの調査の結果、住所が外国に所在している、あるいは氏名から外国人と推察される方の土地が都内二十三区内において五筆確認をされています。ですが、現時点で、防衛施設周辺の土地の所有によって自衛隊の運用等に支障が起きているというところは確認をされておりません」と答弁している。

1 「約六百五十の防衛施設周辺の土地について調査を行ったことだが、自衛隊施設だけでなく全国に約二千四百施設があると承知している。在日米軍の施設を含めた調査が否かを含め、調査対象及び選定基準を明らかにされたい。

2 「防衛施設周辺の土地」とは、どこまでの範囲を指すのか、その定義を明らかにされたい。また、境界線を接する土地のみを対象とした調査にとどまっているとすれば、防衛施設を中心とした一定の範囲の土地や周辺における戦略上重要な土地を調査対象にすべきと考えられるが、政府の見解を示されたい。

3 土地所有の状況把握は、不動産登記簿の登記名義人を確認することにより行っているものと推察されるが、権利者の国籍は登記事項

ではない。また、実際の資本関係を確認することも困難と思われるが、外国人及び外国資本であるか否かの確認方法を含め、調査方法を明らかにされたい。

4 前記の答弁中、「住所が外国に所在している」とは、登記簿上の住所が海外であるものを指すにすぎないのか、また、「氏名から外国人と推察される方」とは、登記簿上の氏名の表記の仕方(中国人などを除き外国人の氏名はカタカナによって表記される。)を基に推察したにすぎないのか、判断方法を明かにされたい。また、五筆の土地の地目及び地積を明らかにされたい。

5 現在、二巡目の調査を行っているとのことだが、一巡目の調査よりも詳細な調査を実施しているのか、調査予定期間と併せて説明をされたい。なお、一巡目と調査対象及び調査方法等が異なるのであれば、調査対象及びその選定基準、対象施設周辺の土地の範囲及び調査方法の相違点等について、詳細に説明されたい。また、調査の進捗状況及び現時点までに把握できた土地の所有状況を明らかにされたい。

二 本年十一月八日の産経新聞において、「安保重要地 買収八十カ所 政府調査 中国資本、離島など」との見出しで、「中国系資本が何らかの形で関与した疑いがある安全保障上重要な土地の買収件数が全国で約八十カ所に上るとの調査を政府関係機関がまとめた」と報道されているが、報道にあるような調査を実施した事実はあるのか、明らかにされたい。また、調査を実施したのであれば、調査結果を示されたい。

三 平成三十一年三月二十二日の参議院予算委員会において、宮腰光寛国務大臣は、「内閣府においては、不動産登記簿の収集と併せて、収集

した不動産登記簿について、所有者の住所、氏名、登記の年月日等の登記情報の確認作業を行っている」、「これまでに、無人国境離島三十九島、有人国境離島五十九島の領海基線の近傍の土地を対象に不動産登記簿の確認を行っておりますが、現時点では、外国に所在する者が国境離島の領海基線の近傍の土地を所有している事例は確認をしておりません」と答弁している。

1 「領海基線の近傍の土地」とは、どのような範囲をいうのか、調査対象及び選定基準を明らかにされたい。また、領海等の外縁を根拠付ける基線は、私有地がある九十八の国境離島に何か所存在し、そのうち何か所の土地を調査したのか、調査対象及び選定基準を明らかにされたい。また、「領海基線の近傍の土地」の調査は、領海の保全や海洋権益の確保を目的としたものと思われるが、更に私有地全体に調査を拡大することについて、政府の見解を示されたい。

2 前記の答弁中、「外国に所在する者」とは、登記簿上の住所が海外であるものを指すにすぎないのか、また、氏名から外国人と推察される者は確認されていないという理解でよいのか否かを含め、外国人及び外国資本であるか否かの確認及び判断の方法について説明をされたい。

3 前記の答弁では、「現時点では、外国に所在する者が国境離島の領海基線の近傍の土地を所有している事例は確認をしておりません」とのことだが、その後の確認作業の進捗状況及び現時点までに把握できた土地の所有状況について、明らかにされたい。

四 国家安全保障の観点から重要な土地としては、国境離島や防衛施設周辺等のみならず、空

えられるが、関係各府省庁において、土地所有の状況把握を実施しているのか、事実関係を明らかにされたい。また、実施していない場合には、その理由を示されたい。

五 国境離島や防衛施設周辺の土地の所有状況の把握は、不動産登記簿の確認により行っているものと理解しているが、不動産登記制度は、権利者の追跡や把握を目的とするものではなく、また、権利の変動が生じた場合でも、その登記が申請されない限り、新たな権利者を把握することは不可能であり、所有者不明土地等への対応も大きな課題になっていると承知している。不動産登記簿に基づく調査では、外国人及び外国資本による土地取得の実態を把握するのは困難と考えるが、これまでの調査の実情を踏まえて、政府の認識を示されたい。

六 土地の所有や管理等に関しては、不動産登記法、外国為替及び外国貿易法、国土利用計画法、森林法などに基づく担当行政庁への届出や申請の情報があるが、各法令で定める目的以外に当該情報を用いるためには、法令上の根拠が必要となる。外国人及び外国資本による土地取得の実態を把握する上では、所有者不明土地問題の解決を急ぐのと並行して、調査主体を定めて法的権限を付与し、各行政庁から情報提供を得られるようにするなど、新たな法整備も検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質二〇三第三三三号
令和二年十二月四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員丸山穂高君提出国家安全保障の観点における土地利用・管理の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員丸山穂高君提出国家安全保障の観点における土地利用・管理の在り方に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねの調査は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二条第一項の施設及び区域(以下「防衛施設」という。)の隣接地並びに隣接地が道路又は河川の場合は道路等を挟んで防衛施設と対する土地(以下「隣接地等」という。)の状況把握の観点から防衛省において行っている調査(以下「本件調査」という。)であり、司令部機能を有する防衛施設等、防衛施設の用途及び隣接地等の状況等を踏まえ、調査対象を選定しているところである。

また、お尋ねの「防衛施設を中心とした一定の範囲の土地や周辺における戦略上重要な土地」を調査対象とすることについては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇(令和二年七月十七日閣議決定。以下「骨太方針」という。)」において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」とされているところであり、これを踏まえ、現在、政府として土地所有の状況把握のための調査の在り方等について検討しているところである。

一の3及び4について

本件調査は、隣接地等の所有者について、登記事項証明書により登記名義人の氏名及び住所等を確認し、さらに、所有者が法人の場合は、商業登記簿により本店の所在地等を確認する方法で行っており、御指摘の答弁における「住所

が外国に所在している」とは、登記名義人の住所が外国であったものであり、また、御指摘の答弁における「氏名から外国人と推察される方」とは、登記名義人の氏名の表記から外国人と推察された者である。

お尋ねの五筆は、登記名義人の住所が外国であり、かつ、氏名の表記から外国人と推察される者の土地として確認されたものであり、調査時の登記事項証明書の地目は全て宅地、地積の合計は約二千二百平方メートルであった。

一の5について
二巡目の本件調査も一巡目と同様、隣接地等について、一の3及び4について述べた方法により行っており、調査対象については、一巡目の本件調査の結果を踏まえ、国有地や海のみ

に接している防衛施設等を除き、一巡目以降に新たに設置された防衛施設を加えた約六百四十施設を予定している。

また、二巡目の本件調査は、平成二十九年に着手し、本年度中に完了する予定であるが、現在把握しているのは令和元年度末時点で調査が完了した約五百二十施設についてであり、登記名義人の住所が外国であり、かつ、氏名の表記から外国人と推察される者の土地として確認されたのは、一の3及び4について述べた五筆のみであった。

二について
個々の報道の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたい。

三の1について
御指摘の答弁における「領海基線の近傍の土地」とは、領海基線(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十三号)第二条第一項第一号に規定する領海基線をいう。以下同じ。)のいずれかの点から最も近

い土地をいい、そのうち登記簿に登記事項が記録されているものについて調査を行った。また、お尋ねの「領海等の外縁を根拠付ける基線」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府における調査は、御指摘の答弁における「無人国境離島三十九島」については全域において、御指摘の答弁における「有人国境離島五十九島」については領海基線の近傍の土地である約三百五十筆全てにおいて行った。お尋ねの「私有地全体に調査を拡大すること」については、一の1及び2について述べた骨太方針の内容を踏まえ、政府として土地所有の状況把握のための調査の在り方等について検討しているところである。

三の2について
御指摘の答弁における「外国に所在する者」とは、登記事項証明書における登記名義人の住所が外国に所在する者及び氏名の表記から外国人と推察される者をいう。

三の3について
現時点で調査対象の土地全ての調査を完了しており、外国に所在する者が所有する土地は確認していない。

四について
お尋ねの「国家安全保障の観点から重要な土地」の土地所有の状況把握については、一の1及び2について及び三の1についてでお答えしたとおり、内閣府及び防衛省において実施しているが、これ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

五及び六について
一の1及び2について述べた骨太方針の内容を踏まえ、現在、政府として土地所有の状況把握のための調査の在り方等について検討しているところである。

令和二年十一月二十日提出
質問 第一二四号

二〇五〇年カーボンニュートラルに関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

二〇五〇年カーボンニュートラルに関する質問主意書

菅義偉首相は、令和二年十月二十六日の衆議院本会議において、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち二〇五〇年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言した。二〇五〇年カーボンニュートラルは、我が国が宣言するまでに既に百二十を超える国と地域が合意しており、気候変動枠組条約第二十一回締約国会議において採択されたパリ協定に沿って、各国・地域ではカーボンニュートラルの達成に向けた法案の可決、及び実施計画のとりまとめが進められている。

上記を踏まえ、以下質問する。

一 政府は年率一・七％の経済成長と徹底した省エネルギー(以下、「省エネ」という。)の推進により、二〇三〇年度の国内のエネルギー需要を原油換算で三・二六億キロリットル程度と見込んでいる。二〇五〇年カーボンニュートラルを達成するには、二〇五〇年度のエネルギー需要を原油換算でどの程度にする必要があるか、詳細を伺いたい。

二 二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた財源について
令和二年十一月六日の成長戦略会議において、二〇五〇年カーボンニュートラルに向けてグリーン成長戦略に関する論点が示された。グリーン投資をサポートする税制が論点に挙げられているが、減税を行うのであればその財源はどのように確保するのか、詳細を

伺いたい。

2 日本は本格的な炭素税が導入されている諸外国と比較し、脱炭素社会に向けた課税について低い水準にあると報道されている。中央環境審議会において炭素税に関する審議が行われているが、いつまでに地球温暖化対策税を抜本的に見直し欧州並みの本格的な炭素税を導入すれば二〇五〇年のカーボンニュートラルを達成できるか。または、欧州並みの本格的な炭素税を導入せずに二〇五〇年カーボンニュートラルを達成できると見込んでいるのか、政府の見解を問う。

三 建築物の省エネ等の推進について

1 現在、地球温暖化対策計画等に基づく二〇三〇年度の中期目標等の達成に向け、新築の建築物及び住宅に係る最終エネルギー消費の削減量は、石油換算で約六百五十万キロリットル、省エネによる削減量全体の十二・八％とされている。二〇五〇年カーボンニュートラルが目標となれば、この二〇三〇年度の削減目標は変わらうか、詳細を伺いたい。また、新築の建築物及び住宅に係る最終エネルギー消費の削減量について、現状のままでは二〇五〇年カーボンニュートラルの達成は困難と考えるが、達成に必要な削減量はどれほどと試算されているか、政府の見解を問う。

2 政府は家庭部門及び業務部門の省エネ対策として住宅及び建築物の省エネ化を掲げている。住宅及び建築物の省エネの取組の一つとして、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)に基づく建材トップランナー制度(サッシ、ガラス及び断熱材)を活用している。しかしながら、現行の断熱基準値が海外と比較して緩いままである。建材トップランナー制度の目標

性能は、先行する諸外国で流通する建材の断熱性能を参考とし、少なくともそれを上回る水準に設定するのが適切ではないか、政府の見解を問う。

また、現在の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ基準のままで二〇五〇年カーボンニュートラルを達成できるのか、政府の見解を問う。

3 建築物の省エネ基準は一部強化されてきたものの、住宅の断熱性及び日射遮蔽性の省エネ基準は平成十一年基準と同等のままとされているなど、他国の省エネ基準の強化の流れに追いついていない。現在の省エネ基準によつて着工される家庭部門及び業務部門の建築物は、その平均使用年数を考慮すると二〇五〇年時点でも使用され、温室効果ガスの排出が長期的に続くことになる。現在の低い省エネ基準は、二〇五〇年カーボンニュートラル達成の阻害要因となることから、早期に強化する必要があると考えるが、政府の見解を問う。

4 住宅及び三百平方メートル以下の小規模建築物に関して、省エネ基準の適性は努力義務とされている。この点について、平成三十一年一月三十一日の社会資本整備審議会の答申において、適合義務制度の対象とした場合、市場の混乱を引き起こす懸念がある等の指摘がなされている。しかしながら、先行する諸外国では規模等にかかわらず省エネ基準の適合義務が徹底され、規制基準に沿った建材が多く流通していると聞く。これを踏まえれば、我が国においても適合義務化により建材費用の低廉化及び省エネ技術の習熟にも資すると思われる。建築物の省エネ基準の適合義務対象の拡大がないままで、二〇五〇年カーボンニュートラルを達成できるのか、政府の見

解を問う。

5 これまでも省エネ性能に優れた住宅の整備を支援する補助が行われてきたが、省エネ基準を満たす住宅ストックの割合は平成三十年において十一％にとどまる。現状の補助制度のままで、「住生活基本計画(全国計画)」(平成二十八年三月十八日閣議決定)に掲げられた令和七年度の目標である省エネ基準を満たす住宅ストックの割合二十％は達成可能か、政府の見解を問う。

6 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年六月十一日閣議決定)」において、新築の住宅・建築物について、二〇三〇年度までにZEB及びZEHを実現するとある。その推進のため省エネ対策への支援強化が挙げられているが、現状の補助制度及び税負担軽減措置のままで、二〇三〇年度の目標の実現は可能か、政府の見解を問う。

7 E.U.(欧州連合)では、一定の期間を通じて最小費用を導くエネルギー性能水準を意味する費用最適水準という概念を導入している。この費用最適水準とは、省エネ性能追及に伴うコスト増を含む建築物の建築費用等、解体費用及び温室効果ガス排出がもたらす環境負荷に係る費用に、省エネ性能を反映した維持管理費を加えて算出した包括的費用を最適化するものである。E.U加盟各国は、新規及び既存の建築物のエネルギー性能の最小要件(いわゆる最低限の基準)について、この費用最適水準を踏まえて設定し、エネルギー消費量を減らすこととしている。日本にはこのような費用最適水準に相当する基準は存在するか。また、この費用対効果を最大化させる費用最適水準の考え方を参考に用いれば、早期に建築物に関する省エネ基準を見直せると考えるが、政府の見解を問う。

四 政府は「未来投資戦略二〇一八」(平成三十年六月十五日閣議決定)において、二〇三〇年までに次世代自動車の新車販売に占める割合を五から七割にすると定めている。一方、先行する諸外国では、カーボンニュートラルの達成に向け、目標年次を定めガソリン車及びディーゼル車等の温室効果ガス排出自動車の販売を禁止する。我が国は現在の次世代自動車に係る目標のままで、二〇五〇年カーボンニュートラルは達成できるか、政府の見解を問う。

また、次世代自動車における内燃機関を利用する車両の扱いを見直すことにより、温室効果ガスの排出を大きく抑制できるとともに、自動車関連産業の構造改革及び競争力強化につながると考える。諸外国の事例を踏まえた次世代自動車の区分及び普及目標値の再検討について、政府の見解を問う。

内閣衆質二〇三第二四号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出二〇五〇年カーボンニュートラルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出二〇五〇年カーボンニュートラルに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「二〇五〇年度のエネルギー需要」という長期展望については、技術革新等の可能性と不確実性、情勢変化の不透明性が伴うものであり、二十三十年度のエネルギー需要の見込みのような蓋然性をもった予測が困難である。

二の1について

お尋ねの「グリーン投資をサポートする税制」も含め、税制改正については、毎年、政府及び与党において、税制調査会における審議等所要の検討を行った上で、最終的には、国会審議を経て決定されているところであり、お答えすることは困難である。

二の2について

炭素税を含むカーボンプライシングについては、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年六月十一日閣議決定)」において、「国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要」とされており、現在、環境省において、中央環境審議会地球環境部会にカーボンプライシングの活用に関する小委員会を設置し、同小委員会において御議論いただいているところであり、現時点ではお尋ねにお答えすることは困難である。

三の1、3及び4並びに四について

御指摘の二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた具体的な方策の在り方について、現在検討中であり、現時点ではお尋ねにお答えすることは困難である。

三の2について

住宅及び建築物の断熱性能基準については、各国の気候状況等により異なるため、我が国の基準と他国の基準を単純に比較することが適切であるとは考えていない。なお、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)に基づく建材トップランナー制度では、断熱材、サッシ及びガラスの断熱性能に関する高い目標を設定し、これらの建材の製造、加工又は輸入の事業を行う者に対して、目標年度までに、より高性能な建材の出荷割合を増加させることを促している。

また、「現在の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ基準のままで二〇五〇年カーボンニュートラルを達成できるのか」とのお尋ねについては、「二〇五〇年カーボンニュートラル」の実現に向けた具体的な方策の在り方について、現在検討中であり、現時点ではお答えすることは困難である。

三の5について

御指摘の「令和七年度の目標」については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)により、小規模な住宅の設計を行う際に、建築士が建築主に対して、建築物エネルギー消費性能基準(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)への適合性等について説明することを義務付ける制度が創設され、令和三年四月一日から施行されることにより、こうした制度の適切な運用を図ることにより、おおむね当該目標を達成できるものと見込んでいます。

三の6について

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においては、「新築の住宅・建築物について、二千三十年代までに平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる住宅・建築物(ZEH・ZEB)を実現することを目指すことを既に決定している」ところであり、現時点では二千三十年代の目標が実現するかをお答えすることは困難であるが、目標達成に向けて取り組んでまいりたい。

三の7について

お尋ねの「費用最適水準」の具体的な内容については承知していないところであるが、建築物エネルギー消費性能基準において、御指摘のような考え方は取り入れておらず、このような考

え方を参考とした建築物エネルギー消費性能基準の見直しについては、建築物の使用段階において消費するエネルギーのコストの変動等を踏まえる必要があることから、慎重な検討が必要であると考えています。

令和二年十一月二十四日提出
質 問 第 二 五 号

種苗法改正案に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

種苗法改正案に関する質問主意書

種苗法の一部を改正する法律案(第二百一回国会閣法第三七号)(以下「本改正案」という。)では農家固有の権利である自家増殖に制限をかける項目が含まれている。しかし、海外流出を止めるためには、許諾制になくとも、名前だけ登録する届出制で十分である。なぜ許諾制でなければならぬのか政府の説明は不十分である。登録品種の種苗等が譲渡された後でも、育成者権者の意図しない国へ輸出する行為について育成者権を及ぼせるようにする規定や、登録品種の表示義務については必要であるので、それらのことと混同しないように明確な回答を求める。

一 令和二年十一月十二日に行われた農林水産委員会での私の「農家さんに丁寧に説明すれば、違法な行為はしないのでは」との趣旨の質問に対して、野上農林水産大臣からは「周知をしていくということも重要であるが、その実態を把握することや、疑わしい増殖の差止め、あるいは賠償に必要な故意あるいは過失の証明が困難」との趣旨の答弁があった。

1 「実態を把握すること」は、自家増殖に制限はかけないが名前だけ登録するという「届出制」にすれば、十分であると考えてるがどうか。

2 「疑わしい増殖の差止め」は、疑わしいかどうかは、故意に誰かに渡しているかどうかの情報が必要なければ判断できないので、現行法で対応可能ではないか。

3 「賠償に必要な故意あるいは過失の証明」は、故意に誰かに渡しているかどうかの情報がなければ判断できないので、現行法で対応可能ではないか。

二 故意に種苗を海外流出させるような人は、そもそも自家増殖の許諾を得ないと思われるので、本改正案では種苗の海外流出を有効に抑制できないのではないか。

三 令和二年十一月十二日の農林水産委員会での私の「許諾料が上がるのか」との質問に対して、野上農林水産大臣は「農研機構などの公的機関は種苗の普及を目的としているので、高額な許諾料を徴収することはない。民間の種苗会社も、公的機関の許諾料の水準を見るので、著しく高額な許諾料にはならない」との趣旨の答弁をした。

1 今後、気候変動に伴って新しい品種が必要になることが予想される。民間企業が発明した品種が公的機関のものよりもはるかに優れた場合、あるいは公的機関のものでは代替できない場合、民間企業が公的機関の許諾料の水準に合わせることは考えにくい。民間企業が育成した品種の許諾料を公的機関が育成した品種の許諾料の水準に合わせる法的な仕組みがあるのか。

2 農林水産省は、収穫物の販売額に占める種苗の許諾料の割合を比較した場合、フランスの小麦の許諾料は日本の水稲の許諾料の六十〜二百倍高いとの試算をしているが、これは正しいか。

3 政府は農業競争力強化支援法などにより自由化を進めているが、食用作物の登録品種で

民間会社が育成した登録品種が多くを占めるようになった場合、食用作物の登録品種の許諾料が大幅に上がる可能性はないのか。大きく上がないための法的な仕組みはあるのか。

右質問する。

内閣衆質二〇三第二五号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮川伸君提出種苗法改正案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮川伸君提出種苗法改正案に関する質問に対する答弁書

一の1及び2並びに二について

現行法上、自家増殖に該当しない増殖は、種苗法(平成十年法律第八十三号)第二十六条第一項の規定による通常利用権の許諾(以下単に「許諾」という。)を受けて行う必要があるが、自家増殖をしているか又は自家増殖に該当しない増殖をしているかは、種苗を生産している段階においては外観上明らかではないため、現行法の下では、育成者権者の許諾を受けずに自家増殖に該当しない増殖をしている者がいたとしても、当該増殖の差止めを請求することは事実上困難である。また、お尋ねの「届出制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自家増殖をしている者の名前が把握できたとしても、このような事情に変化はなく、登録品種の自家増殖の実態の把握には不十分であると考えている。

一方で、第二百一回国会に提出した種苗法の一部を改正する法律案(以下「法律案」という。)においては、育成者権者は、自らが許諾をして

いない者が種苗の増殖をしたり、通常利用権の設定行為で定めた範囲を超えた増殖をした場合には、当該増殖が自家増殖に該当するか否かにかかわらず、当該増殖の差止めを請求することができることとなることから、御指摘の「故意に種苗を海外流出させる」ことを目的として育成者権者の許諾を受けずに種苗の増殖をしている者に対し、当該増殖の差止めを請求することが可能となる。

一の3について

現行法上、育成者権者の許諾を受けずに自家増殖に該当しない増殖が行われていたとしても、当該増殖が行われた品種が登録品種であることを知らなかったと主張された場合、損害賠償請求に必要な故意又は過失の立証が困難となる場合がある。

一方で、法律案においては、自家増殖は、育成者権者の許諾を受けて行うこととなるため、育成者権者は、当該許諾の際に、当該許諾を受ける者に対して、当該許諾に係る品種が登録品種であることを明示的に認識させることが可能となる。このため、当該許諾を受けた者が、生産した種苗を他者に譲渡するなど、通常利用権の設定行為で定めた範囲を超えた行為をした場合には、損害賠償請求に必要な故意又は過失の立証が容易になると考えている。

三の1及び3について

登録品種の許諾の対価について定めた法令上の規定は存在せず、登録品種の許諾の対価をどのようにに設定するかは、当該登録品種の育成者権者の判断によることとなる。一般に、育成者権者が、農業者が当該登録品種を選択することにより得られる収益の増分を上回る水準に許諾の対価を設定すれば、登録品種以外の品種が多くなる中で、農業者は当該登録品種を選択しな

いと考えられることから、このような水準に許諾の対価が設定されることにはならないと考えている。

三の2について

農林水産省において、フランスの登録品種の小麦の事例と都道府県が育成した登録品種の小麦の事例について調査したところ、フランスの登録品種の小麦の事例においては、自家増殖をする農業者が支払う対価が収穫物の販売額に占める割合は約〇・三五パーセントであり、都道府県が育成した登録品種の小麦の事例において当該都道府県内における種子代に含まれる許諾の対価相当分が収穫物の販売額に占める割合である約〇・〇〇一八パーセントの約百九十四倍、都道府県外における種子代に含まれる許諾の対価相当分が収穫物の販売額に占める割合である約〇・〇〇五七パーセントの約六十一倍であることを把握している。

令和二年十一月二十四日提出
質問 第二一六号

高齢者及び障害者の通院時の介助サービスの
自宅発着要件見直しに関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

高齢者及び障害者の通院時の介助サービスの自宅発着要件見直しに関する質問主意書
現在、介護保険制度における通院等乗降介助においては、居宅要介護者の目的地（病院等）が複数ある場合であって、出発地及び到着地が居宅以外である目的の移送は、介護報酬の算定をすることができないとされている。つまり、当該目的地間の移送に係る費用は、居宅要介護者の全額負担となる。また、複数回に分けて病院に通院した場合には、それぞれ介護報酬の算定が可能となる

が、居宅要介護者の経済的及び身体的な負担が増加することとなる。以上の取り扱い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準による通院等介助についても同様である。

私が第二〇一回国会に提出した質問第八三号「重度訪問介護等を就労・通勤・就学・通学にも使えるようにすべきことに関する質問主意書」において、「二人でも多くの障害者が就労できるような「居宅介護の通院等介助についても」「通院先から職場、職場から通院先への移動にも利用したい」というニーズ」を把握するための調査等を検討してはどうか」と問うたところ、「今後検討してまいりたい」との答弁であった。

その後、社会保障審議会介護給付費分科会では、通院等乗降介助の自宅発着要件をめぐって委員から改善を求める意見が出て、厚生労働省も十月二十二日の分科会において、自宅発着要件の見直しの検討の方向を示したと承知している。また障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいても、団体から通院等介助の自宅発着要件の撤廃を求める意見が出されている。

一 居宅要介護者の通院等の実態に照らし合わせると、病院等から病院等への移送や、通所系・短期入所系サービス事業所から病院等への移送についても、介護報酬の算定を認めることで、居宅要介護者の経済的及び身体的な負担軽減や介護給付費の節減を図ることができることから、次期報酬改定でこれを実現すべきではないか。
二 次期報酬改定を待たずとも、保険者の裁量で同様の取り扱いができるよう、政省令、通知などで運用を改善すべきではないか。

三 右の一同様、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準による通院等介助についても、次期報酬改定において自宅発着要件にかかわる見直しがなされるものと期待しているが、通院しながら就労していたり、就労を希望している者がいるという障害者の特性を踏まえた改定が必要ではないかと考えるが、いかがか。

四 いずれにしても、これらのサービスを実際に担うヘルパーの不足を解消するために、サービス利用者にとって過度な経済的負担増のない形で、ヘルパーの処遇改善を着実に図るべきではないか。右質問する。

内閣衆質二〇三第二六号
令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出高齢者及び障害者の通院時の介助サービスの自宅発着要件見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員早稲田夕季君提出高齢者及び障害者の通院時の介助サービスの自宅発着要件見直しに関する質問に対する答弁書

一 及び二について
訪問介護に係る居宅介護サービス費については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項第一号において、「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額・・・の百分の九十に相当する額」とされており、ま

た、同条第五項において、厚生労働大臣は、当該基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならないとされている。これを踏まえ、御指摘の「病院等から病院等への移送や、通所系・短期入所系サービス事業所から病院等への移送」のような居宅要介護被保険者の目的地域の移送に伴う介護に係る介護報酬の算定に関する取扱いについては、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において議論しているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

三について
お尋ねの「通院しながら就労していたり、就労を希望している者がいるという障害者の特性を踏まえた改定」については、現在、厚生労働省において、御指摘の答弁書（令和二年三月六日内閣衆質二〇一第八三三）五についてお答えした調査を実施しているところであり、当該調査の結果を踏まえた慎重な検討が必要であると考えている。

四について
お尋ねの「ヘルパー」を含めた介護職員等の処遇改善については、これまで累次にわたり介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定において取り組んできており、令和元年十月からは、経験・技能のある介護職員等に重点化した更なる処遇改善を実施しているところである。引き続き、事業所に介護報酬及び障害福祉サービス等報酬における介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算を始めることにより、改善に関する加算の算定を促すことにより、高額介護サービス費等による利用者負担の軽減も図りながら、介護職員等の処遇改善を着実に図ってまいりたい。

令和二年十一月二十四日提出
質 問 第 二 七 号

新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る地域医療の確保と京都府北部の医師偏在問題の解消に関する質問主意書
提出者 山本和嘉子

新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る地域医療の確保と京都府北部の医師偏在問題の解消に関する質問主意書
意書

政府はこれまで、医療需給は近い将来均衡し、医師過剰に転じることを前提に医師偏在対策を進めてきた。しかし現在、新型コロナウイルス感染症が全国で猛威を振るい、医師数が比較的多い地域でも、医療崩壊の可能性が浮き彫りになっており、ましてや医師数が少ない地域で感染症が拡大した場合、「命と暮らし」を守る地域医療の確保に重大な影響が及ぶことは明らかであることから、必要な医療をいつでもどこでも受けられる体制の整備が喫緊の課題となっている。特に京都府では、府全体の人口当たりの医師数は全国で二番目に多いとされているが、医療圏ごとで見ると都市部の「京都・乙訓」のみ全国平均を大きく上回り、その他は平均以下の水準で、特に京都府北部の「丹後」では、人口当たりの医師数は、全国平均を百とすると、わずか五十六と、全国でも著しい医師偏在問題を抱えている。今後、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症が想定外の速度で拡大し、長期化・蔓延化した場合、それが京都府北部のように人口当たりの医師数もともと少ない地域であっても、安心安全の医療を受けることができる体制を国として維持確保することは、公平公正な保険医療制度の観点からも極めて重要と考え、以下質問する。

一 感染症が地域で急速に拡大し、その地域の医療サービス提供体制が限界に近づいた場合は、

国が感染症対応の専門チームを派遣し、現場の医療をサポートする体制、いわば「感染症版DMAT（災害派遣医療チーム）」や「医療版TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）」等の新たな制度を国レベルで創設することを積極的に検討すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 今回の感染症拡大で明らかになったように、ひとたび感染症が拡大し始めると、その感染症の診療科との関連性にかかわらず、多くの医療機関で患者の受診控えが発生し、経営の圧迫が連鎖的に広がっていく。こうした医療全般の崩壊に対する社会不安を打ち消すために、全ての医療機関の運営に支障が出ないよう、国として必要に応じて財政支援できる制度を検討すべきと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 昨年二月、新たな「医師偏在指標」が厚生労働省から公表され、医師の都道府県間偏在や地域間偏在の問題が改めて明らかにされた。この問題解消に向けて、都道府県が医師確保計画を定め、地域の実情を踏まえた対策に主体的に取り組むのは当然だが、それだけでは限界がある。国としても医師不足や地域間偏在の抜本的解消のための実効性ある仕組みづくり、例えば地域の拠点病院において、過度な負担のかかる勤務医や高度な医療技術が必要とする医療分野については、診療報酬を含めたインセンティブを設定することや、また、都道府県の医師偏在解消の施策に対して、その効果発現を加速させる財政支援を行うことなども検討すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 公立・公的医療機関は現在、地域における基幹的な医療機関としての使命と役割を担っており、住民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けるために不可欠な存在であることが多く、医師偏在の問題を抱える地域では特に、再編統合

を強制的に行うべきでないかと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

五 国の医師偏在指標に対する問題点の指摘として、地域の事情を十分に踏まえることなく一律に評価されているとの京都府の主張が存在する。例えば、考慮すべき医療要因として、大学等の医療機関における教官・大学院生等は、教育や研修に時間を費やし、病院勤務医等に比べ、臨床に従事する時間は相当制限されるにもかかわらず、国の医師偏在指標の計算では同じ一人の扱いとなっているという。実際、京都府では大学関係者が多く、医師数は実態より約一割多いカウントとなっている。また国の計算では、医療機関まで患者が要するアクセスの時間を一切考慮に入れないが、へき地等の地理的要因は決定的な意味を持つのは自明である。因みに、京都府北部の「丹後」の医師偏在指標は、右記の要因等を考慮して補正する京都府方式の計算によると九十四・一となり、全国平均を百とすれば半分にも満たない四十四となるが、国の計算ではこれが五十六へと大幅に改善されてしまい、これでは京都府北部の医師偏在問題の深刻さを的確に捉えているとは言いが、国の医師偏在指標の計算方法を少なくとも一部は修正すべきではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質二〇三第二七号

令和二年十二月四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員山本和嘉子提出新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る地域医療の確保と京都府北部の医師偏在問題の解消に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本和嘉子君提出新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る地域医療の確保と京都府北部の医師偏在問題の解消に関する質問に対する答弁書

一及び二について

感染症の感染拡大に伴う医療提供体制への影響をあらかじめ具体的に想定することは困難であり、お尋ねの「制度」の検討の可否について一概にお答えすることは困難であるが、一般的に、医療提供体制の確保については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）等に基づいて必要な取組が進められているところであり、感染症の感染拡大に伴い、医療従事者の確保や医療機関の運営に対する支援等の更なる取組が必要となる場合には、必要な対応を検討することになると考えている。

三について

政府としては、地域における医師の確保に向けた取組として、都道府県が策定した「医師確保計画」に基づく取組に対する地域医療介護総合確保基金による支援、臨床研修医の地域的な適正配置を図るための都道府県ごとの臨床研修医の募集定員の上限の設定、診療報酬における地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関が適切な労務管理等を実施した上で医療を提供することに係る地域医療体制確保加算による評価等を行っている。今後も地域における医師の確保に向けた必要な取組を進めてまいりたい。

四について

質の高い医療を効率的に提供する体制を確保

するため、都道府県においては、地域医療構想の達成に向け、御指摘の「公立・公的医療機関」を含め、地域の医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議によって将来の医療提供体制の検討を行っているところであり、個々の医療機関の在り方については、地域における役割等を踏まえた上で、地域医療構想調整会議等において議論いただくべきものであると考えている。

五について

医師偏在指標について、政府としては、「医師確保計画策定ガイドライン」（平成三十一年三月二十九日付け医政地発〇三二九第三号・医政医発〇三二九第六号厚生労働省医政局地域医療計画課長及び医事課長連名通知別添）において、都道府県に対し、「医師偏在指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。このため、医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意する必要がある」との考え方を示しているところである。また、同ガイドラインにおいては、「都道府県においては、・・・局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域と同様に取り扱うことができる」としており、現時点において、医師偏在指標の計算方法を修正することは考えていない。

令和二年十一月二十五日提出
質問 第二一八号

租税特別措置等に係る政策評価の活用状況に関する質問主意書

提出者 松原 仁

租税特別措置等に係る政策評価の活用状況に関する質問主意書

令和二年十一月十三日、総務省行政評価局より「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」が公表された。従前より、各府省は政策実現のために、各種租税特別措置等を活用してきている。一方、課税の公平性・単純性を考えた場合、このような各種租税特別措置等の実施は慎重に行われるべきともいえる。

したがって、このような各種租税特別措置等が、有効に活用されているか否かの点検は、有意義なことと評価している。

もともと、点検にとどまっていたのは、今後の改善が期待できないのではないかという懸念がある。

そこで、次のとおり質問する。

一 租税特別措置等に係る政策評価の点検対象となった制度の追跡調査について

1 総務省行政評価局において、租税特別措置等に係る政策評価の点検対象となった制度が、その後、改正、廃止等変更がなされたかについて追跡調査を行っているか。

2 前項において、追跡調査を行っていない場合、それは、どのような理由によるものか。

二 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果に基づいた租税特別措置等の改廃について

1 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果に基づいて、政府として、過去、租税特別措置等の点検対象となった租税特別措置等についてどのような改廃を行ってきたか。

2 前項において、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果に基づいた改廃が行われていなかったとしたら、それは、どのような理由によるものか。

右質問する。

内閣衆質二〇三第二八号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出租税特別措置等に係る政策評価の活用状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出租税特別措置等に係る政策評価の活用状況に関する質問に対する答弁書

一について

総務省行政評価局による租税特別措置等に係る政策評価の点検については、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性について点検を実施する取組であり、個々の租税特別措置等の改正、廃止等の指摘を行う取組ではないことから、お尋ねの租税特別措置等が「改正、廃止等変更がなされたか」の「追跡調査」をしていない。なお、過去に政策評価の点検を行った租税特別措置等に係る政策評価の点検に当たっては、過去の点検で指摘した内容を踏まえた分析・説明が行われているかを含めて確認しているところである。

二について

税制改正に当たっては、毎年、政府及び与党において、税制調査会における審議等所要の検討を行った上で、最終的には、国会審議を経て決定されているところであり、また、一につい

てでお答えしたとおり、総務省行政評価局による租税特別措置等に係る政策評価の点検は個々の租税特別措置等の改正、廃止等の指摘を行う取組ではないことから、お尋ねの「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果に基づいた」改廃について、お答えすることは困難である。

令和二年十一月二十五日提出
質 問 第 二 九 号

安保理決議に基づく銀行口座凍結に関する質問主意書

提出者 松原 仁

安保理決議に基づく銀行口座凍結に関する質問主意書

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号に基づいて設置された専門家パネルによる本年三月二日付の最終報告書は第百七十五項において、「過去に行った勧告と首尾一貫して当パネルは、レコネッサンス・ジェネラル・ビューロー（偵察総局）のために働き又は代理として行動するすべての個人の資産を加盟国が凍結する責務を負っており、これには親族名義で開設された銀行口座が含まれることを特筆する」と記し、安全保障理事会決議が指定した資産凍結措置対象団体のために働き又は代理として行動する個人及びその親族の名義の銀行口座を国連加盟国は凍結する責務を負っていることを明確にした。

そこで、次のとおり質問する。

一 資産凍結措置対象団体のために働き又は代理として行動する個人及びその親族の名義の銀行口座を凍結するために、政府はいかなる実効性ある措置を講じているか。

二 金融庁作成の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）の運用に関して

令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 議長報告

1 本ガイドラインに基づき、金融機関から「疑わしい取引」としての届出は、過去、五年の間に何件あったか。

2 本ガイドラインを踏まえて、金融機関に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」を重点検査項目として、金融庁検査が行われたことがあるか。

3 前項の質問に関連し、前項の検査が過去行われていなかった場合、今後、本ガイドラインを踏まえて、金融機関に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」を重点検査項目として、金融庁検査を行っていくか。

三 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（以下「財務省告示」という）の運用に関して

1 財務省告示に基づいて、資産凍結措置対象団体に働いている者で、同告示で指定された者はいるか。

2 財務省告示に基づいて、資産凍結措置対象団体の代理として行動する個人で、同告示で指定された者はいるか。

3 財務省告示に基づいて、資産凍結措置対象団体の親族で、同告示で指定された者はいるか。

右質問する。

内閣衆質二〇三第二九号

令和二年十二月四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員松原仁君提出安保理決議に基づく銀行口座凍結に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出安保理決議に基づく銀行口座凍結に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「資産凍結措置対象団体のために働き」及び「その親族」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象者に係る支払及び当該対象者との間の資本取引等については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項及び第二十一項等の規定に基づき主務大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じているところ、御指摘の「レコネッサンス・ジェネラル・ビューロー（偵察総局）」及びその第五局長である「ジョ・イルウ」は、当該措置の対象となっている。

二の1について

お尋ねの「本ガイドラインに基づき、金融機関から「疑わしい取引」としての届出」の意味するところが必ずしも明らかではないが、過去五年の間に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第一項の規定に基づき、金融庁長官に疑わしい取引の届出がなされた件数をお示しすると次のとおりである。

平成二十七年	三十八万二千五百六十件
平成二十八年	三十八万八千三十六件
平成二十九年	三十七万五千八百七十九件
平成三十年	四十万八千六百六十三件
令和元年	四十一万四千七百八十五件

二の2及び3について

金融庁は金融機関に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」を重点検査項目とする検査を実施してきており、今後も実施していく予定である。

三の1から3までについて

御指摘の「資産凍結措置対象団体に働いている」及び「資産凍結措置対象団体の親族」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「財務省告示」においては、例えば、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）により指定された国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象者について、その支払等が財務大臣の許可の対象として指定されているところ、御指摘の「レコネッサンス・ジェネラル・ビューロー（偵察総局）」及びその第五局長である「ジョ・イルウ」に係る支払等については、当該許可の対象となっている。

令和二年十一月二十五日提出
質 問 第 三 〇 号

新型コロナウイルス感染症への基本的行動の徹底に関する質問主意書

提出者 松原 仁

新型コロナウイルス感染症への基本的行動の徹底に関する質問主意書

今月に入り、日々一日当たりの新型コロナウイルス感染症の感染確認数が、過去最高を超える状況が続いている。このような感染者の増大は、国民経済に大きな影響を与えている。新型コロナウイルス感染症への対策として、現状、マスク着用など国民自らの自主的な対応に依存するところが多い。

そこで、次のとおり質問する。

一 年末年始の活動について

1 例年、年末年始は、忘年会、新年会という会食を伴う行事が行われている。新型コロナウイルス

令和二年十一月十八日の衆議院経済産業委員会において梶山経済産業大臣が発言したお尋ねの「中小企業の基盤強化」は、例えば、中小企業基本法 昭和三十八年法律第百五十四号 第五条各号に掲げる、中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること、中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること、経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること、中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ることなどを意味している。

二について

お尋ねについて、経済産業省としては、中小企業の基盤強化のために、例えば、デジタル化、技術開発及び海外を含む販路拡大の推進、規模拡大及び事業承継の円滑化のための経営資源の集約化、中小企業が収益を確保できるようにするための大企業との取引関係の適正化などに資する措置を検討している。

令和二年十一月二十五日提出
質 問 第三二一 号

菅内閣の経済政策とデフレからの脱却に関する
質問主意書

提出者 落合 貴之

菅内閣の経済政策とデフレからの脱却に関する
質問主意書

第二百三回国会(臨時会)における菅総理大臣の
所信表明演説においては、「私たちが八年前の政
権交代以来、一貫して取り組んできたのが、経済
の再生です。今後もアベノミクスを継承し、更な
る改革を進めてまいります。」と述べ、安倍内閣に
おける経済政策である、いわゆるアベノミクスの
継承を明言している。いわゆるアベノミクスにお
いては、デフレからの脱却が目標の一つとして掲
げられていたが、菅総理の所信表明演説において
は、デフレについて言及はない。
そこで、以下質問する。

一 菅内閣として、日本経済はデフレから脱却し
たと認識し、又は判断しているのか。

二 日本経済はデフレから脱却していると判断し
ている場合、その根拠如何。根拠となる統計数
値と併せて教示されたい。

三 菅内閣として日本経済はデフレから脱却した
と認識又は判断をしていない場合、デフレから
の脱却のために、具体的にどのような措置を講
じることを考えているのか、教示されたい。
右質問する。

内閣衆質二〇三第三二 号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員落合貴之君提出菅内閣の経済政策と
デフレからの脱却に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 議長の報告

(別紙)

衆議院議員落合貴之君提出菅内閣の経済政
策とデフレからの脱却に関する質問に対す
る答弁書

一から三までについて

日本経済については、第二次安倍内閣発足以
降の経済財政政策により、デフレではないとい
う状況となっているが、再びデフレ状況に戻る
可能性は排除できないことから、デフレからの
脱却にまでは至っていないと判断している。政
府としては、決してデフレに戻さないとの決意
をもって、金融緩和、財政出動及び成長戦略を
三本の柱とするアベノミクスを継承していくこ
ととしており、当面は、令和二年度第一次補正
予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経
済対策(令和二年四月二十日閣議決定)及び同
年度第二次補正予算を迅速に実行することに加
えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を
抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポス
トコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確か
なものとし、民間投資を呼び込むなど、民需主
導の成長軌道に戻していくため、新たな経済対
策を速やかに策定してまいりたい。

令和二年十一月二十五日提出
質 問 第三二 号

日本航空の解雇争議に関する質問主意書

提出者 矢上 雅義

日本航空の解雇争議に関する質問主意書

日本航空は、政府主導の下で二〇一〇年一月十
九日に経営破綻、企業再生支援機構から三千五百
億円の公的資金が投入され、破綻と再建がプリ
パッケージ型で進められた。再建途上であった同
年十二月三十一日、パイロット八十一名と客室乗
務員八十四名が年齢(機長五十五歳以上、副操縦

士四十八歳以上、客室乗務員五十三歳以上)と病
気欠勤歴を基準に整理解雇された。当時の状況と
して、二〇一〇年九月二日に出された最終の人員
削減目標は日本航空本体で千五百名というもの
だった。翌九月三日より希望退職の募集が始ま
り、結果十二月三十一日の段階では千六百九十六
名が希望退職に応じていた。また公的資金の投入
や債権放棄などもあって再建は順調に進み、十二
月末までに千五百八十六億円の営業利益を上げる
中で、大海日の整理解雇であった。

被解雇者は、パイロットと客室乗務員の二つの
原告団を結成し、二〇一一年一月十九日に整理解
雇問題で東京地裁に地位の確認を求め提訴した。
一審の東京地裁判決は、二〇一二年三月二十九日
(パイロット)、三十日(客室乗務員)に出された。
両判決の内容は「百六十五名の解雇は整理解雇四
要件(必要性、回避努力、人選基準、手続きの妥
当性)を満たし合理性がある」というものであっ
た。また、二審の東京高裁は二〇一四年六月三日
(客室乗務員)、五日(パイロット)に「管財人無謬
論、絶対論を展開して、整理解雇の合理性を認
めた。そして二〇一五年二月四日(客室乗務員)、
五日(パイロット)に最高裁が上告を棄却し、高裁
判決が確定した。

一方、整理解雇の回避に向けた団体交渉が行わ
れているさ中の二〇一〇年十一月十六日に、管財
人が労働組合の争議権確立を妨害した介入事件が
起こった。この事件について東京都労働委員会
は、二〇一一年八月三日「労働組合への支配介入
にあたる」として、日本航空に対して不当労働行
為救済命令を発出した。しかし日本航空は「命令
の取り消し」を求めて東京地裁に行政訴訟を起こ
した。結果、東京地裁は二〇一四年八月二十八日
に不当労働行為と認定、二審の東京高裁では二〇
一五年六月十八日団結権の侵害であり、憲法二
十八条違反と判断した。そして二〇一六年九月

二十三日、最高裁は日本航空の上告を棄却、高裁
判決が確定した。この最高裁判決は、地位確認訴
訟(整理解雇判決の確定から一年七か月後にוצ
された。

この最高裁の判決について、二〇一六年十月二
十日の参議院国土交通委員会で石井啓一国土交通
大臣(当時)は「最高裁で日本航空の」不当労働行
為が認定されたことは、私自身も遺憾に思ってい
るところです」「日本航空の整理解雇につきまし
ては、個別企業における雇用関係に関わる問題でござ
いますので、日本航空において適切に対応すべ
きものと考えています」「旨答弁している。

日本航空の整理解雇から間もなく九十年が経過
しようとしている。しかし現在においても、なお
解雇されたパイロット六十三名と客室乗務員七十
名の解雇争議が続いている。争議の解決を遅らせ
ている原因の一つに、結果が異なる二つの司法判
断があることは無視できない。

コロナ禍の今日、「事業と雇用を守り抜く」との
方針の下で、政府から航空業界にも数々の支援策
が出されている状況にある。そこで以下について
質問する。

一 日本航空の経営再建は公共輸送を守るため
に、政府が関与する中で進められてきた。そう
した中で整理解雇が行われたことから、政府と
して無関係とは言えないと考えるがいかがか。

二 解雇の過程での不当労働行為が最高裁で「憲
法違反」と判断された。その後の日本航空の対
応は大臣発言を反映させているか、政府の見解
を問う。

三 長引く労働争議は人権、人道上の問題に加え
て、空の安全にも影響する問題との指摘がなさ
れている。政府として日本航空の争議の解決に
向けて考えられる施策はあるか。
右質問する。

内閣衆質二〇三第三三三三三

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員矢上雅義君提出日本航空の解雇争議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員矢上雅義君提出日本航空の解雇争議に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、日本航空株式会社における雇用関係に係る問題であることから、同社において適切に対処すべきものと考えている。

令和二年十一月二十五日提出
質 問 第 三 四 号

在外邦人支援に関する質問主意書

提出者 矢上 雅義

在外邦人支援に関する質問主意書

新型コロナウイルスの影響で経済的に苦しむ「すべての国民」に特別定額給付金を支給すると政府が発表して以来、日本国内外を問わず、日本国民として在外邦人にも給付金の支給を望む声が上がりました。

その動きを受け、政府として「在外邦人に支給する際の諸課題を検討する」ということでした。それ以来何らの報道も見受けられません。そこで以下について質問する。

一 「在外邦人に支給する際の諸課題を検討する」とは、具体的にどのような検討が、どの省庁で検討されてきたのか、その経過および結果についてお伺いします。

二 コロナ禍で苦しむ在外邦人の実態調査や支援策について、具体的な動きがあればお伺いしま

す。

三 コロナ禍のように日本国内外を問わず、苦境にたつ日本国民が増えてくるケースが出てくると思います。今後の「在外邦人保護」に関する政府の基本方針についてお伺いします。

右質問する。

内閣衆質二〇三第三四号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員矢上雅義君提出在外邦人支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員矢上雅義君提出在外邦人支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「在外邦人に支給する際の諸課題」については、どのような課題があるかも含め政府全体で整理しているところである。また、特別定額給付金については、先の答弁書（令和二年六月九日内閣衆質二〇一第二一四号）一から四までについてでお答えしたとおりであり、現時点においても、その取扱いについて変更はない。

二について

お尋ねの「コロナ禍で苦しむ在外邦人」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

海外に渡航・滞在する邦人の保護は政府の最も重要な責務の一つであり、今後とも海外に渡航・滞在する邦人の安全確保に万全を期すとともに、必要な支援に努めていく考えである。

令和二年十一月二十五日提出
質 問 第 三 五 号

新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る雇用の維持安定と企業等の事業継続に対する支援に関する質問主意書

提出者 山本和嘉子

新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る雇用の維持安定と企業等の事業継続に対する支援に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されて約半年、我が国は感染拡大防止と経済活動の両立を目指すステージに移行したものの、再び新規感染者が急増し、企業等の事業継続と雇用維持の努力は限界に近づきつつあると言われている。実際これまで、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金をはじめ幅広い資金繰り支援によって倒産件数の増加は抑えられてきたが、休業・解散件数は一月から八月の間、前年同期比で二十三・九パーセントの増加と事業継続の意欲を失う経営者が増えている。国民一人ひとりの「命と暮らし」を守るのは雇用の維持安定、そして、その前提となる企業等の事業継続であるのは自明の理であり、これが脅かされるようでは国民の日々の生活は成り立たない。希望を持ち続けるには、持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金等の支援の期間延長、措置内容の拡充が決定的に重要である。

一 然るに財務省は、先月二十六日の財政制度等審議会歳出改革部会において「新型コロナウイルス感染症対応のための支援策は、緊急時の対応」「持続化給付金及び家賃支援給付金については、予定どおりに終了すべき」「支援の長期化は中小企業の新陳代謝を著しく阻害するおそれがある」などと驚くべき主張を展開した。これは管内閣の統一見解か。政治として今やるべきは、「命と暮らし」を守る雇用の維持安定と企業等の事業継続に対する強力な支援ではないのか。政府としての認識を明らかにされたい。

二 また、菅総理大臣は今月十日の衆議院本会議において、新型コロナウイルス感染症のワクチンについて「来年前半までに全ての国民に提供できる量を確認する」と強調し、また、今月十六日の国際オリンピック委員会のパツハ会長との会談において、「人類がウイルスに打ち勝った証しとして東京五輪を実現する」と断言した。それならば、財務省の主張する「支援の長期化」になるはずもなく、「人類がウイルスに打ち勝った証し」が得られるまでしっかりと支援するものが論理的帰結である。持続化給付金や家賃支援給付金等の企業向け支援については、期間延長、支給対象の拡大、更には複数回の給付などを含めた支援の強化を、そして、雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の個人向け支援については、現行の特例措置の内容を維持しつつ、更なる期間延長をすることに加えて、「困っている人に、支援を」の発想で、低所得者層、学生向け支援・給付、住居確保給付金の延長、ひとり親世帯への再給付・大学授業料半額、失業手当の支給割合引上げ・日数延長などを含めた支援の多様化が大切と考えるが、政府としての見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二〇三第三五号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山本和嘉子君提出新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る雇用の維持安定と企業等の事業継続に対する支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本和嘉子君提出新型コロナウイルス感染症を踏まえた「命と暮らし」を守る雇用の維持安定と企業等の事業継続に対する支援に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「主張」は、財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（令和二年十月二十六日）において、財務省から説明資料として提出した資料の中の記述であり、同部会において議論がされていると承知しているが、このような議論も踏まえ、引き続き、企業の雇用維持や事業の継続に取り組んでいくこととしている。

二について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状況にある事業者及び個人に対し、必要な支援が行き渡るように努めているところである。その上で、今後については、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響を始め、内外の経済動向を注視しながら、必要な対策を講じていくこととしている。

令和二年十一月二十五日提出
質問 第三六号

欧州連合欧州議会本会議より、我が国での子の連れ去りに関する決議が採択され、「子どもへの重大な虐待」と強調されたことに関する質問主意書

提出者 海江田万里

欧州連合欧州議会本会議より、我が国での子の連れ去りに関する決議が採択され、「子どもへの重大な虐待」と強調されたことに関する質問主意書

我が国は、米國務省より所謂ハーグ条約に基づ

令和二年十二月四日 衆議院会議録第九号 議長報告

く義務の不履行国に認定されており、国連の児童の権利委員会より、両親が離婚後も「共同養育権」を行使できるよう、勧告されており、そして、本年七月八日、欧州議会本会議は、我が国での親による子供の連れ去りから生じる子供の健康や幸福への影響について懸念を表明し、我が国に対して、ハーグ条約を履行し、「共同親権」を認めるよう国内法の改正を促す決議を賛成多数で採択しました。これらを受けて、以下質問します。

一 平成二十九年の人口動態統計の確定数（厚生労働省）によると、およそ三組に一组が離婚し、毎年二十万人以上の未成年の子供が親の離婚を経験します。離婚後の単独親権制度を採用する我が国では、離婚に伴う子供の親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの子の連れ去り別居とそのあとの親子引き離しが絶えません。往々にして、弁護士が子の連れ去りを指南していることも多く、欧州議会本会議はこれらを問題視しております。第百八十五回国会（臨時会）参議第一八号でも、同じことが議論されており、チルドレンファーストの考えで、離婚後の単独親権制度を見直す考えはありますか。

二 子供と会えなくなった別居親の中には自殺を選ぶ者も後を断ちません。兵庫県明石市は地方自治体として、積極的に離婚後の親子関係の維持に取り組んでいます。各地にて、現状を改善したい多くの別居親が、陳情・請願を試みています。少子化対策と同様に政府は、離婚後の親子関係の維持に前向きな見解を地方自治体に向けて示すべきだと考えます。政府の見解を求めます。

三 内閣府は両親揃った育児を重要視しておりま

す。例えば、里帰り出産などで母親が産まれたばかりの子供と共に実家に留まり、母親が母方の祖父母と共に子供を独占する、挙句に離婚を主張して離婚となった場合、育児の意思を持つ父親は何もできない実態があります。

厚生労働省の児童虐待の定義よりネグレクトについて、所謂児童の権利条約も考慮して、「二方の親の同意なしでの両親揃った育児放棄を含めることを提案します。政府の見解を求めます。

四 「同居親の別居親に対する嫌悪感や恐怖感と病的に同一化して別居親を疎外ないし拒絶する現象」は、「片親疎外症候群」と呼ばれていいます。世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD-11）には「Parental Alienation（片親疎外）」が精神及び行動の障害の分類インデックス（QE52）に記載されているため、子供の疾病にもあたります。

厚生労働省の児童虐待の定義より心理的虐待について、児童の権利条約も考慮して、「片親疎外」を含めることを提案します。政府の見解を求めます。

右質問する。

内閣衆質二〇三第三六号

令和二年十二月四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員海江田万里君提出欧州連合欧州議会本会議より、我が国での子の連れ去りに関する決議が採択され、「子どもへの重大な虐待」と強調されたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員海江田万里君提出欧州連合欧州議会本会議より、我が国での子の連れ去りに関する決議が採択され、「子どもへの重大な虐待」と強調されたことに関する質問に対する答弁書

一について

父母の離婚後の親権制度の在り方については、現在、法務省において、子の利益を最優先に考える観点から、検討しているところである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、法務省では、父母の離婚後の子の養育に関し、養育費及び面会交流に関する合意書のひな形及び記入例を掲載するなどしたパンフレットを作成して、全国の市町村等において離婚届の用紙と同時にこれを離婚をしようとする者等に配布することができるようになるなどの周知活動に取り組んでいるところである。

三及び四について

御指摘の「厚生労働省の児童虐待の定義より」、「二方の親の同意なしでの両親揃った育児放棄」を含めること及び「片親疎外」を含めることの意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

なお、児童虐待については、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条において、保護者がその監護する児童について行う同条各号に掲げる行為をいうものと定義されており、保護者の行為が児童虐待に該当するかどうかは、当該定義に照らし、個別事例ごとに判断されることとなる。

令和二年十一月二十五日提出
質 問 第 三 七 号

発熱外来診療体制確保支援補助金及び医療機関支援に関する質問主意書

提出者 青山 大人

発熱外来診療体制確保支援補助金及び医療機関支援に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と季節性インフルエンザ流行に備え、地域医療の発熱外来診療体制整備により感染症対策強化を図ることを目的として、今年九月厚生労働省は「令和二年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」制度を設けた。

この制度により、都道府県の指定を受けた「診療・検査医療機関」は発熱患者に対する診療体制確保を行うことで、「発熱外来診療体制確保支援補助金」として一日最大二十六万八千九百四十円の補助金を受けることができる。

しかし、実際の来院発熱患者数に応じ減額される仕組みとなっているため、一定数(一日あたり二十人、もしくは一定条件下で一日あたり五人)以上を受け入れると補助金がゼロとなる。現在、国内では新型コロナウイルス感染者数が再び急増していることから、来院発熱患者数がこの一定数を超えることが想定され、指定を受けた「診療・検査医療機関」の多くは実際には補助金がゼロとなることが考えられる。

このような補助金制度では、医療機関にとつて、新型コロナウイルス感染症による院内感染や風評被害のリスクがあるにもかかわらず指定を受けようとする動機につながりにくいため、地域医療の発熱外来診療体制整備により感染症対策強化を図るという目的のための手段にならない。指定を受ける「診療・検査医療機関」が増えない場合、特定の医療機関に発熱外来患者が殺到する等

して、患者が適時に適切な診察を受ける機会の確保が難しくなるおそれもある。また、前述のリスクにも怯まず、医療崩壊を防ぐために「診療・検査医療機関」として指定を受けることを選択した医療機関にとつても、補助金ゼロになりうるのである。配慮に乏しい制度と言わざるを得ない。

そこで、本補助金制度及び医療機関支援について、以下質問する。

一 現在、各自治体は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と季節性インフルエンザ流行に備えて地域診療検査体制を整えるため、さらに独自の補助金などの支援策を策定している。すなわち、国の本補助金制度だけでは十分な診療体制整備が構築できないのである。

地域の中で率先して難局に立ち向かう医療機関に対し、せめて補助金がゼロとなることのないよう最低給付額の設定等、本補助金制度の拡充が必要と考えるが、制度見直しや今後の方向性も含めて、政府の見解を明らかにされたい。

二 新型コロナウイルス感染症の感染拡大がいまだ収束しない中で、従前から指摘があるように医療現場が疲弊し、感染危険と処遇配慮のアンバランスさから医療従事者が離職するケースもある。

医療崩壊を防ぐためには、国が、医療従事者への危険手当の制度化や医療機関においていわゆる「院内感染」が発生した場合の休業補償を行うことが必要不可欠と考える。実際、鳥取県では、令和二年度十一月補正予算案に「院内感染に伴う休業補償、事務職員等の労災給付上乗せ補償保険加入支援」が盛り込まれた。一方で、地域によってはこうした支援はなく、医療機関への支援が必要となっている。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策として医療現場を支援するため、危険手当制度化や医療機関への院内感染発生時休業補償等を行う

予定はあるか、検討の余地も含めて見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二〇三三七号
令和二年十二月四日

衆議院議長 大島 理森殿 義偉

衆議院議員青山大人君提出発熱外来診療体制確保支援補助金及び医療機関支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山大人君提出発熱外来診療体制確保支援補助金及び医療機関支援に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「令和二年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」(以下「補助金」という。)は、「令和二年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業交付要綱)」(令和二年九月十五日付け厚生労働省発健〇九一五第八号厚生労働事務次官通知別添)により、都道府県の指定を受けた「診療・検査医療機関(仮称)」が、「発熱患者等専用の診察室」を設ける等した場合であつて、実際の受診患者数が基準となる人数を下回ったときに、当該医療機関に対し、外来診療及び検査体制の確保に要する費用を補助するものであるが、「診療・検査医療機関(仮称)」の整備の状況等を踏まえる必要があることから、現時点では、御指摘の「本補助金制度の拡充」については考えていない。政府としては、引き続き、「発熱患者等」が地域の医療機関において適切に診療及び検査を受けられるよう、補助金も活用しつつ、必要な

体制の整備に努めてまいりたい。

二について

お尋ねの「危険手当制度化や医療機関への院内感染発生時休業補償等」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、政府としては、令和二年度補正予算等により、医療機関等に勤務し患者と接していた医療従事者等に対する一時金としての慰労金の給付、医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る診療報酬の引上げ、医療機関等における感染拡大防止対策の支援等を実施しているところであり、今後の感染状況や地域医療の実態等を踏まえながら、引き続き、必要な取組や支援を検討してまいりたい。

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

令和二年十一月二十日

衆議院議長 大島 理森殿 参議院議長 山東 昭子

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 生殖補助医療の提供等(第三条―第八章 条)

第三章 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例(第九条・第十條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「生殖補助医療」とは、人工授精又は体外受精若しくは体外受精胚移植を用いた医療をいう。

2 前項において「人工授精」とは、男性から提供され、処置された精子を、女性の生殖器に注入することをいい、「体外受精」とは、女性の卵巣から採取され、処置された未受精卵を、男性から提供され、処置された精子により受精させることをいい、「体外受精胚移植」とは、体外受精により生じた胚を女性の子宮に移植することを含む。

第二章 生殖補助医療の提供等

(基本理念)

第三条 生殖補助医療は、不妊治療として、その提供を受ける者の心身の状況等に応じて、適切に行われるようにするとともに、これにより懐胎及び出産することとなる女性の健康の保護が図られなければならない。

2 生殖補助医療の実施に当たっては、必要かつ適切な説明が行われ、各当事者の十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようにしなければならない。

3 生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の採取、管理等については、それらの安全性が確保されるようにしなければならない。

4 生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念を踏まえ、生殖補助医療の適切な提供等を確保するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、生殖補助医療の特性等に鑑み、生命倫理に配慮するとともに、国民の理解を得るよう努めなければならない。

(医療関係者の責務)

第五条 医師その他の医療関係者は、第三条の基本理念を踏まえ、良質かつ適切な生殖補助医療を提供するよう努めなければならない。

(知識の普及等)

第六条 国は、広報活動、教育活動等を通じて、妊娠及び出産並びに不妊治療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(相談体制の整備)

第七条 国は、生殖補助医療の提供を受けようとする者、その提供を受けた者、生殖補助医療により生まれた子等からの生殖補助医療、子の成長等に関連する各種の相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図らなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 国は、この章の規定に基づき、生殖補助医療の適切な提供等を確保するために必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第三章 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例

親子関係に関する民法の特例
(他人の卵子を用いた生殖補助医療により出生した子の母)

第九条 女性が自己以外の女性の卵子(その卵子

に由来する胚を含む)を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする。

(他人の精子を用いる生殖補助医療に同意をした夫による嫡出の否認の禁止)

第十条 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子(その精子に由来する胚を含む)を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第七百七十四条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三章の規定は、前条ただし書に定める日以後に生殖補助医療により出生した子について適用する。

(検討)

第三条 生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項については、おおむね二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

一 生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方

二 生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供(医療機関による供給を含む)又はあつせんに関する規制(これらの適正なあつせんのための仕組みの整備を含む)の在り方

三 他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、当該生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者及び当該生殖補

助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方

2 前項の検討に当たっては、両議院の常任委員会の合同審査会の制度の活用等を通じて、幅広くかつ着実に検討を行うようにするものとする。

3 第一項の検討の結果を踏まえ、この法律の規定について、認められることとなる生殖補助医療に当該生殖補助医療により出生した子の親子関係を安定的に成立させる観点から第三章の規定の特例を設けることも含めて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、個人の人權に配慮した生殖補助医療に関する法整備が求められている等の生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 「生殖補助医療」、「人工授精」、「体外受精」及び「体外受精胚移植」についての定義規定を設けること。

2 生殖補助医療の提供等

(一) 基本理念

生殖補助医療は、不妊治療として、その提供を受ける者の心身の状況等に応じて、適切に行われるようにするとともに、これ

により懐胎及び出産をすることとなる女性の健康の保護が図られなければならない等とすること。

(二) 国の責務等

国及び医療関係者の責務に関する規定を設けるとともに、知識の普及等、相談体制の整備及び法制上の措置等に関する規定を設けること。

3 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例

(一) 他人の卵子を用いた生殖補助医療により出生した子の母

女性が自己以外の女性の卵子(その卵子に由来する胚を含む)を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすること。

(二) 他人の精子を用いる生殖補助医療に同意をした夫による嫡出の否認の禁止

妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子(その精子に由来する胚を含む)を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第七百七十四条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができないこと。

4 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。ただし、3は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、当該日以後に生殖補助医療により出生した子について適用すること。

5 検討

(一) 生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次の事項その他必要な事項については、おおむね二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置

その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

(1) 生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方

(2) 生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供(医療機関による供給を含む)又はあつせんに関する規制(これらの適正なあつせんのための仕組みの整備を含む)の在り方

(3) 他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、当該生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者及び当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方

(一)の検討に当たっては、両議院の常任委員会(合同審査会)の制度の活用等を通じて、幅広くかつ着実に検討を行うようにするものとする。

(二) 議案の可決理由
本案は、生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認

め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和二年十二月二日

法務委員長 義家 弘介

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

一 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供に当たっては、以下の基本的認識に基づいて施策を講ずること。

1 生殖補助医療の提供等については、それにより生まれる子の福祉及び権利が何よりも尊重されなければならないこと。

2 当事者、特に女性の心身の保護及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する自己決定権)の保障が尊重、確保されなければならないこと。また、保障されるべきリプロダクティブ・ヘルス/ライツには、女性の健康の確保だけでなく、身体的にも精神的にも本人の意思が尊重され、自らの身体に係ることに自ら決定権を持つことが含まれるものであることに留意すること。

3 商業的な悪用・濫用を禁止し、防止するとともに、優生思想の排除を維持すべきこと。

4 生殖補助医療及び不妊治療は、国による少子化対策としてのみ推進されるべきものではないこと。

二 政府は、血縁のある子をもうけることを推奨するような誤解を招くことや、子をもうけるこ

とが人生のプロセスとして当然かのような印象を与えることがないよう、適切な措置を講ずること。

三 政府は、本法第三条第三項に規定する精子又は卵子の採取、管理等の安全性の確保の要請は、胚についても及ぶことを踏まえた措置を講ずること。

四 政府は、本法第三条第四項の規定が、本法の目的の一つである生殖補助医療によつて生まれる子どもの福祉と権利の尊重を理念に定めたものであり、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが安全で良好な環境で生まれ、育つ固有の権利を有すること、及びその尊重と確保のために必要な配慮がなされなければならないことを規定していることに留意し、必要かつ適切な施策を講ずること。

五 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供を受ける者が安心かつ安全に必要とする治療を受けられるよう、不断にその質の向上に努めるとともに、その確保のために、自由診療の下での医療費及び高額請求等の実態把握、諸外国より低いとされる成功率の実態調査及び原因・要因の分析、生殖補助医療提供者の治療技術や治療実績などの把握や検証等を行い、治療技術の標準化や情報公開等の在り方についての検討を行った上で、必要に応じて法制上の措置を講ずること。

六 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の効果に関するインフォームド・コンセントを尊重したカウンセリング体制の強化並びに生殖補助医療及び不妊治療への社会の理解の促進を図ること。

七 政府は、本法附則第三条に基づく法制上の措置が講ぜられるまでの間、生殖補助医療の提供等において婚姻関係にある夫婦のみを対象とす

るのではなく、同性間カップルへの生殖補助医療の提供等を制限しないよう配慮すること。 八 政府は、生殖補助医療及び不妊治療を利用する当事者及びそれにより生まれる子への偏見を防止するとともに、不当な差別を禁止するために必要な措置を講ずること。 九 政府は、養育里親、特別養子縁組等多様な選択肢の周知と支援体制を強化し、多様な生き方及び多様な家族の在り方を保障するための取組を推進すること。 十 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の研究において、ヘルシンキ宣言及び国の研究指針等が遵守されるよう努めること。 十一 政府は、仕事と生殖補助医療や不妊治療等との両立が実現できるよう、職場における働き方の環境や制度の整備を行うとともに、周囲や社会全体の理解の醸成のためのヘルスリテラシー等に係る教育の推進など必要な措置を講ずること。 十二 政府は、生殖補助医療の提供における適正性を確保するための幅広い分野の専門家を構成員に含む検討会を設置すること。 十三 政府は、ヒト受精卵に対する遺伝情報改変技術等の規制の在り方を検討すること。 十四 本法附則第三条に基づく検討を行うに当たり、以下の事項をその対象とすること。 1 女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障が本法第三条の基本理念に含まれ、それは健康にとどまらず身体的にも精神的にも本人の意思が尊重されるべきことが含まれるものであって、その徹底が強く要請されていることを踏まえ、その十分な確保のための具体策 2 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)が子どもの最善の利益とともに命の権利や意思表明権の保障も要請していることに十	分に留意した、生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」の在り方 3 本法が児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)及び障害者の権利に関する条約の要請に十分に合致するものであることを担保する観点での、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重等の保障の在り方の具体策 4 精子又は卵子の提供者及び提供を受ける者が十分かつ適切な説明を受けた上で承諾した事実の管理等を公的に行う機関の在り方 5 第三者機関による審査・監督制度や胚培養士等専門職の資格制度の在り方 6 精子・卵子提供を受ける側の要件及び判断の在り方 7 生殖補助医療や不妊治療に係る法令違反の際の罰則等と倫理規定の在り方 8 同性間のカップルにおける生殖補助医療の提供の在り方や同性間のカップルに対する生殖補助医療に係る支援の在り方 9 精子・卵子提供者を含む当事者に対する生殖補助医療に係るインフォームド・コンセントの確保・確立と不利益の回避のための具体的な制度の在り方 10 生殖補助医療に用いられる卵子の提供において、家族間等の無償の卵子提供の強要を防止する対策 11 代理懐胎についての規制の在り方 12 現在、法制審議会民法(親子法制)部会において行われている嫡出推定制度等の親子法制に係る見直しの検討について取りまとめがなされた場合、その結論を踏まえた、生殖補助医療により生まれた子に関する新たな法制上の措置 十五 本法成立後速やかに、幅広い会派の参加により本法附則第三条の検討を行うこと。
--	--

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二四二円 二二〇円（）